

どこでも だれでも つながる図書館

半田市立図書館運営基本計画

令和8年3月

目次

第1章 計画の趣旨	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
第2章 市立図書館を取り巻く現状と課題	6
1. 社会的背景	6
2. 国・県の動向	8
3. 市立図書館の現状	12
4. 第2次半田市子ども読書活動推進計画の取組状況と課題	20
5. 調査等の結果	22
6. 図書館運営の主要課題	48
第3章 基本計画	50
1. 基本理念	50
2. 基本方針	51
3. 計画の体系	52
4. 基本施策と具体的な取組	54
第4章 計画の推進	62
1. 推進体制	62
2. 進捗管理	62
3. 情報共有及び公表	62
資料編	64
1. 半田市立図書館運営基本計画策定委員会	64
2. 計画策定経過	67
3. 関係法令等	68

*子どもの表記について

既存の法律名・計画名・事業名などの固有名詞は「子供」・「子ども」・「こども」とし、本文中の普通名詞では、「第7次半田市総合計画」の表記等に合わせて「子ども」で統一しました。そのため、本計画では、「子供」・「子ども」・「こども」の表記がそれぞれ存在します。

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

近年、図書館を取り巻く環境は、少子高齢化が進む一方、外国にルーツをもつ市民が増加する等、人口構造が急速に変化するとともに、ICT（情報通信技術）の急速な進展、産業・就業構造の変化に伴い、ライフスタイルや個人の価値観が多様化しています。さらに、市民が直面する課題も複雑化・多様化しており、課題解決のための情報収集や学習機会を提供する必要性が高まっています。このような社会や市民ニーズの多様化に対応する図書館として、従来の資料の提供のみにとらわれないサービス提供が求められています。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであり、社会全体で積極的に読書環境の整備を推進していくことは極めて重要となっています。

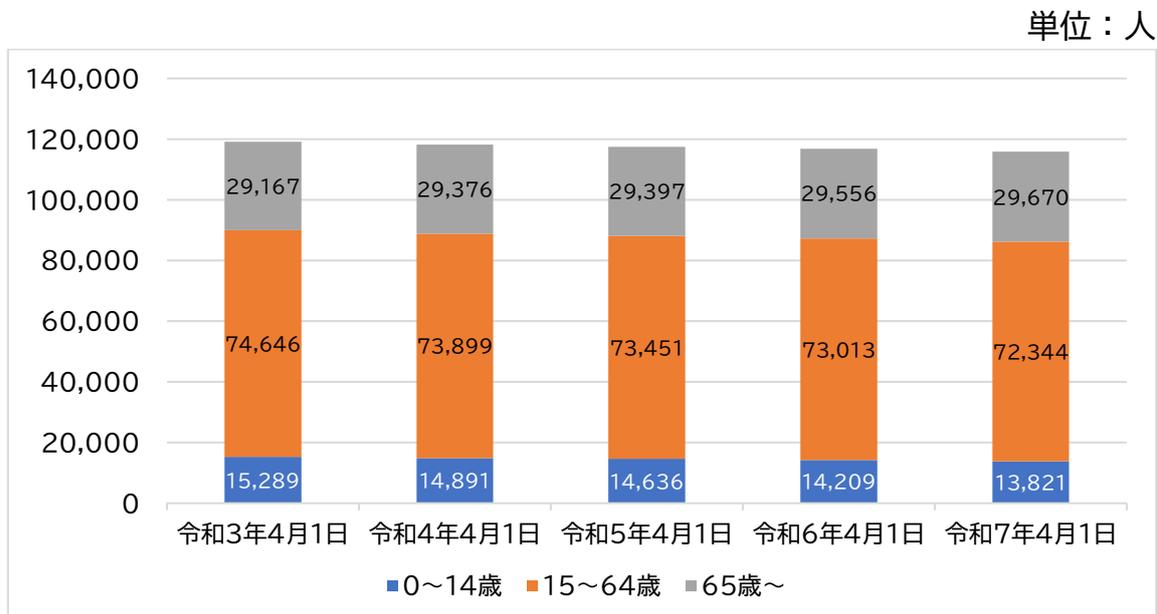
そのため、本市でこれまで推進してきた「半田市子ども読書活動推進計画」の計画期間が終了することを契機に、子どもの読書活動を含めた図書館事業・サービスのさらなる充実と向上を図るため、図書館の基本的な運営方針を定める「半田市立図書館運営基本計画」を策定しました。



本市の人口動向

本市の人口は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口が増加しており、少子高齢化が進行しています。

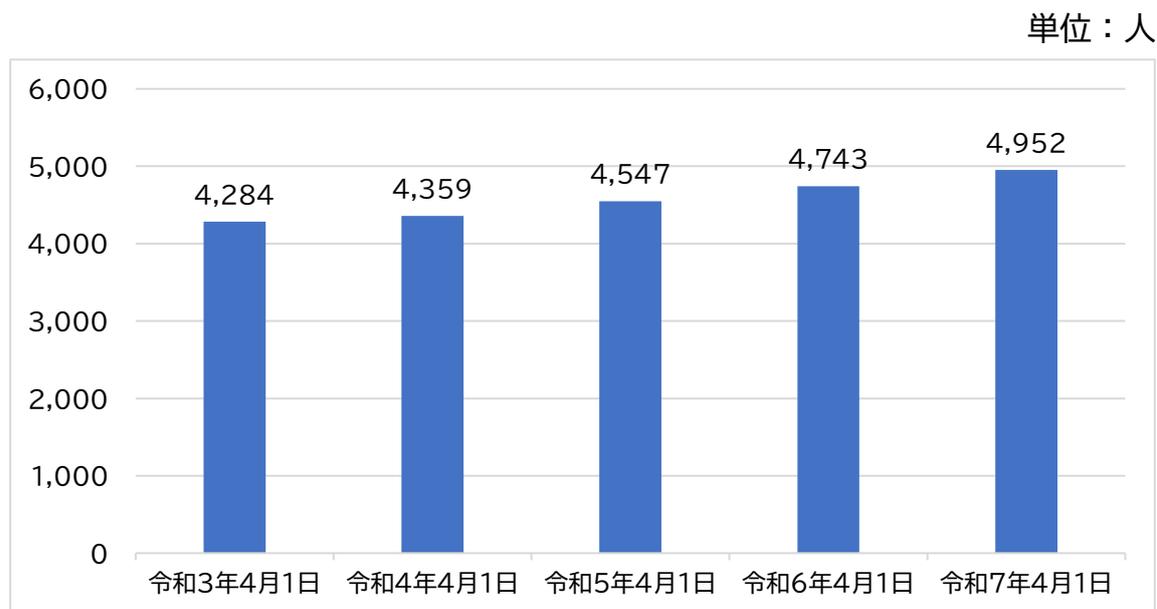
■年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳人口

また、外国籍市民人口は増加傾向で推移しており、令和7年4月1日時点の総人口（115,835人）に占める割合は4%を超えており、全国の市区町村平均約3%（令和7年1月1日時点 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）を上回っています。

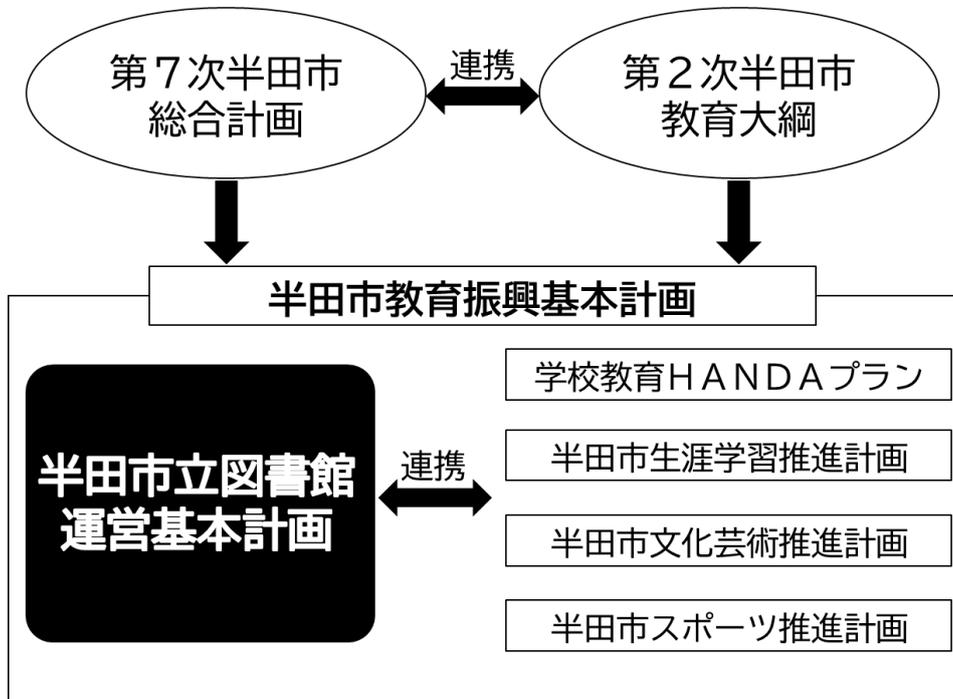
■外国籍市民人口の推移



資料：住民基本台帳人口

2. 計画の位置づけ

本計画は、「半田市総合計画」「半田市教育大綱」を上位計画として、半田市教育振興基本計画である「学校教育HANDAプラン」や「生涯学習推進計画」、その他関連する計画と整合を図ります。



本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の『持続可能な開発目標』のことです。SDGs は、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17の目標を、総合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

本計画には、SDGsの17の目標のうち、次の5つの目標が大きく関わっています。関連する目標については、基本方針に表記しています。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて中間年度に見直しを図ることとします。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
第7次半田市総合計画	令和3年度～令和12年度					次期計画					
第2次半田市教育大綱	令和3年度～令和12年度					次期計画					
半田市教育振興基本計画	令和5年度～令和12年度					次期計画					
	第2次学校教育HANDAプラン	令和5年度～令和12年度					次期計画				
	第3次半田市生涯学習推進計画	令和3年度～令和12年度					次期計画				
	半田市文化芸術推進計画	令和4年度～令和13年度					次期計画				
	第3次半田市スポーツ推進計画	令和3年度～令和12年度					次期計画				
	半田市立図書館運営基本計画	令和8年度～令和17年度									

第2章 市立図書館を取り巻く現状と課題

1. 社会的背景

(1) 少子高齢化、人生100年時代

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少傾向にあります。若い世代の減少に加え、令和12年には65歳以上の高齢者が総人口の3割を超える予測となっています。

また、医療技術の進歩により平均寿命が延び、「人生100年時代」となり、学校教育を終えた年齢層において、豊かな人生・生き方を送るための生涯学習ニーズが高まっています。

(2) 地域のつながりの希薄化

近年、個人の価値観や自由が尊重される一方、近所付き合いは姿を消し、地域の大人で地域の子どもを見守るなど地縁的なつながりがなくなりつつあります。

また、核家族化が進み、世代を超えた交わりも少なくなっています。

(3) 協働によるまちづくりの進展

行政のサービスだけでは、求められる社会ニーズへの対応が難しく、地域や団体とともに活動することで、地域の課題を解決していける協働のあり方がより大切になってきています。

(4) 価値観・ライフスタイルの多様化

新型コロナウイルス感染症の流行は、行動制限によるコミュニケーションの減少やテレワークの導入等、人々の生活に大きな影響を及ぼし、日々の仕事、暮らし方等の価値観に変化をあたえました。

また、働き方改革の推進や外国にルーツを持つ人の増加で、人々の価値観やライフスタイルは、今後さらに複雑化・多様化するものと思われ、様々なニーズに適応した社会のあり方が求められています。

(5) 高度情報化、ICT化の進展

急速なデジタル技術の進展により、コミュニケーションの取り方、生活のあり方の変化も著しいものがあります。情報化の流れに十分についていけず、情報が得られないために、暮らしに必要な知識や制度から取り残される人もいます。

また、情報があふれる社会において、その情報が適切なものであるかどうかの判別が難しく、今後はいかに情報に向き合い取捨選択できるかが社会を生き抜くための必要な能力となっていきます。

学校教育においても、GIGAスクール構想により、1人に1台の端末が配備され、教育環境におけるデジタル化が大きく進展しました。

(6) こどもまんなか社会の実現

国においては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月）が示され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。」としています。

また、令和5年4月には、こどもまんなか社会の実現を目指して、こども家庭庁が設置されました。同月に施行された、「こども基本法」においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、地方自治体は、こども施策にこども・若者等の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられました。

(7) ウェルビーイングの向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや幸福、生きがいを感じる「ウェルビーイング（心身共に良好な状態であること）」の考え方が重視されています。多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

2. 国・県の動向

近年の図書館は、資料を貸し出すだけの場所ではなく、地域の課題解決や多様なニーズに応える総合的な情報拠点としての役割が期待されています。また、障がいの有無に関わらず誰もが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書推進、デジタル技術の活用やデジタル社会に対応した読書環境の整備等、多様なサービスの展開が求められています。

(1) 国の政策動向

国の政策動向として、図書館は「本を読む場」から「地域の課題解決や学習支援を行う情報拠点」へと役割の拡大が求められています。その他、文字・活字文化の振興やICT活用、調べもの相談（レファレンスサービス）の充実、評価制度の導入、学校司書の法的整備等が進められ、誰もが利用できる読書環境やデジタル社会に対応したサービスが重視されています。加えて、近年ではGIGAスクール構想やデジタル田園都市国家構想とも連動し、地域コミュニティ機能の維持や子どもの読書推進を通じて、多様な市民の学びと暮らしを支える方向性が示されています。

法制度・計画等	図書館・読書等に関わる概要
地域の情報ハブとしての図書館（課題解決型の図書館を目指して） （平成17年1月）	地域社会の役割への期待、ICTの進歩などを背景に、ビジネス支援や行政情報提供など、公共図書館に縁がなかった住民に対して、課題解決の提案を行うことで地域に貢献する図書館の方向性が提言されています。
文字・活字文化振興法 （平成17年7月）	文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することが定められています。
これからの図書館像 ～地域を支える情報拠点をめざして～ （平成18年4月）	従来の読書のための利用だけでなく、地域の人々や団体による調査研究的利用や地域の課題解決の支援を重視し、レファレンスサービスの充実や電子情報の活用によるハイブリッド図書館の実現がうたわれています。
社会教育法及び図書館法の改正 （平成20年6月）	社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定の整備に加え、図書館が行う事業に、学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供（自主的学習活動の奨励）が追加されました。
図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正 （平成24年12月）	図書館の運営状況に関する評価の実施、多様化する地域課題・ニーズに対する図書館サービスの展開、図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備等が示されています。

法制度・計画等	図書館・読書等に関わる概要
学校図書館法の一部改正 (平成26年7月)	学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として法的に位置付けるとともに、学校司書を配置する努力義務が定められました。また学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずることも定められました。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) (令和元年6月)	障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律であり、読書に困難を抱える方が利用しやすい書籍や電子書籍等の量的拡充・質の向上を図ることが定められています。
GIGAスクール構想 (令和元年12月)	個別最適化された学びや創造性を育む学びに資するため、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する取組のことです。これを受けて、令和4年8月2日付で文部科学省から学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携が示されています。
デジタル田園都市国家構想基本方針 (令和4年6月)	地方の社会課題を成長の機会へと転換し、デジタル技術を活用することで、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す構想です。図書館等に関しては、施設の活用促進により地域コミュニティ機能の維持・強化を通じ、安心して暮らせる地域をつくることとうたわれています。
第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (令和5年3月)	不読率の改善(特に高校生の不読率の低減)のために、乳幼児期から中学生までの切れ目ない読書習慣の形成を促すとともに、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図ることや、デジタル社会に対応した読書環境の整備等がうたわれています。

*レファレンスサービス

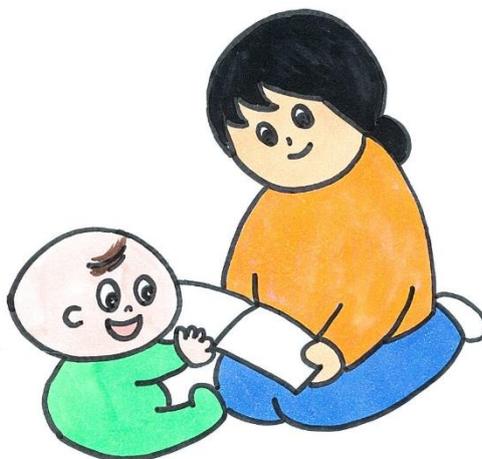
読みたい本の相談、日常生活や仕事上の関心・疑問について必要な資料等を紹介・提供する調べもの相談

(2) 愛知県の政策動向

愛知県の教育・図書館関連計画は、読書活動や図書館機能を学力育成・自己実現・社会貢献の基盤と位置付けてきました。教育振興基本計画や子ども読書推進計画では、家庭・地域・学校の連携や学校図書館との協働を強調し、近年は電子化やデジタル社会への対応も明記されています。さらに、生涯学習推進計画や県図書館運営方針では、少子高齢化やICT進展に対応しつつ、「知の拠点」として県民の多様なニーズに応えることが求められています。

法制度・計画等	図書館・読書等に関わる概要
あいちの教育に関するアクションプランⅡ - 愛知県教育振興基本計画 - (平成23年6月)	「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現を基本理念としています。そのために学習意欲の向上を図り確かな学力を育成するために、読書活動の推進/読書に親しむ態度の育成/図書館機能の向上/関係機関の連携・強化などがうたわれています。
第四次愛知県子供読書活動推進計画 (平成31年3月)	国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「第三次愛知県子ども読書活動推進計画」を踏まえ、未来へつなぐ、いつも本のある暮らしを基本理念とし、基本目標1を「家庭、地域、学校等における取組の充実」、基本目標2を「子供読書活動推進支援の一層の充実」と設定しています。 ※計画は平成31年度から令和5年度まで(5年間)でしたが、コロナ禍により十分に取組が進まなかったことも踏まえ、令和7年まで現計画を2年延長するとともに、今後の子ども読書活動推進計画はあいちの教育ビジョンに統合されます。
あいちの教育ビジョン2025 - 第四次愛知県教育振興基本計画 - (令和3年2月)	子どもたちが、自らのよさや可能性を伸ばし、自己実現を目指すとともに、社会を担う主体となることで、多様な人々と協働して様々な課題を乗り越え、これからの社会をよりよいものにし、豊かな人生を送ることを目指しています。各学校における読書活動の推進、公立図書館と学校図書館の連携促進、生涯学習やキャリア教育の拠点となるような取組や図書電子化を進めるなど、魅力ある図書館づくりの推進がうたわれています。
第3期愛知県生涯学習推進計画 (令和5年3月)	第2期の基本理念「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」を継承しつつ、少子高齢・人口減少社会、家庭教育の困難化、情報環境の変化等、社会経済状況の変化に対応することがうたわれています。県図書館は「保有する豊富な情報を手軽に入手できる「知の情報拠点」として機能することが強く求められています。

法制度・計画等	図書館・読書等に関わる概要
第二期愛知県図書館の基本的な運営方針（2023-2027） （令和5年3月）	これまでの県図書館の取組を継承しつつ、近年のデジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響など社会環境の大きな変化に対応するために、「新たな知の拠点の形成 - 県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点を目指して -」を目標に策定されました。



3. 市立図書館の現状

(1) 施設概要

■半田市立図書館（本館）

開館	昭和 21 年 11 月（現在の建物は昭和 59 年 10 月）
開館時間	午前 10 時～午後 7 時 ※ 7 月 21 日～8 月 31 日：午前 9 時～午後 7 時
休館日	月曜日（祝日のときは次の平日）、年末年始、特別整理期間
運営形態	市直営
蔵書数	383,411 冊（令和 7 年 3 月 31 日現在）
延床面積	1,749.069 m ² （図書館部分）

■亀崎図書館（分館）

開館	平成 3 年 4 月
開館時間	午前 10 時～午後 6 時
休館日	月曜日（祝日のときは次の平日）、年末年始、特別整理期間
運営形態	市直営
蔵書数	62,346 冊（令和 7 年 3 月 31 日現在）
延床面積	291.45 m ² （図書館部分）

(2) 主な図書館サービス等

名称	内容
調べものの相談（レファレンスサービス）	読みたい本の相談、日常生活や仕事上の関心・疑問について必要な資料等を紹介・提供する。
巡回文庫	市内保育園、幼稚園、児童センター、小学校、中学校において、年齢や学年別に応じた児童書や絵本を専用箱に入れ、施設間を巡回させる。
貸出文庫	市内 7 カ所に貸出文庫を設置する。
予約サービス	利用者が窓口及びインターネットにて、資料の予約をすることができる。
相互貸借	図書館同士が所蔵している資料を貸し借りし、希望する利用者に資料を提供する。
複写サービス	当館所蔵資料に限り、著作権法の範囲内で複写物を提供する。
国立国会図書館デジタル化資料閲覧サービス	国立国会図書館の利用可能な電子資料の検索・閲覧及び複写物を提供する。

名称	内容
インターネット閲覧サービス	館内のパソコンで、インターネットを利用した資料等の閲覧ができる。
音訳サービス	障がい等により読書が難しい方を対象とした資料の対面朗読及び録音図書製作を行う。
郵送貸出	市内の肢体不自由（1～2級）及び視覚障がい（1～6級）のある方へ郵送貸出を行う。
高齢者向け施設サービス	市内高齢者向け施設を訪問し、読み聞かせを行う。また希望にあわせて、本の選書、配送・回収をする。
乳幼児施設サービス	市内乳幼児施設を訪問し、読み聞かせを行う。また希望にあわせて、本の選書、配送・回収をする。
調べ学習お届け便	テーマに応じ、調べ学習に必要な本を、学校の希望にあわせて選書、配送・回収をする。
学校ブックトーク	市内小中学校を訪問し、希望するテーマのブックトークや読み聞かせ、本の貸出を行う。
電子図書館サービス	インターネット上の「はんだ電子図書館」にて電子書籍の貸出・閲覧ができる。（在住・在勤・在学者限定）
G I G Aスクール構想用タブレット端末での電子書籍利用	学校タブレット端末を用いて「はんだ電子図書館」の電子書籍を読めるよう、小中学校に通う全児童生徒に専用IDとパスワードを配布する。
あかちゃんとしょかん	保健センターで行われる3か月児健康診査後に、子育てにおける読み聞かせの意義の説明、絵本の読み聞かせの実演と「えほんノート」の配布を行う。また、希望者には赤ちゃんの貸出券発行と絵本の貸出を行う。

（3）行事等

■定例行事

名称	内容
読み聞かせ会	きりんの会始め、乙川小ひまわりの会、おつひサポーターによる読み聞かせ（本館、分館ともに週に1回）
ちいさいちいさい読み聞かせ会	「あんころもち」による乳幼児と保護者を対象にした読み聞かせ（本館週1回、分館月1回）
おはなし会	「おだんごぱん」によるストーリーテリング（絵本等を使わずにお話を実演）（本館月1回）
おとうさんの読み聞かせ会	きりんの会男性会員による読み聞かせ（本館月1回）

■その他行事

対象	内容
子ども・親子向け	えほんクイズ、夏休み読書感想文支援、自由研究支援、ナイトライブラリー&ミュージアム、人形劇 など
高齢者向け	音読教室、健康講座 など
一般向け	ボランティア養成講座、としょかんまつり、絵本講座、本の福袋、図書館・博物館見学ツアー、金融講座 など

(4) 図書館活動団体

団体の名称	主な活動内容
きりんの会	絵本、紙芝居等の読み聞かせ 「読み聞かせ会」、「おとうさんの読み聞かせ会」、「おたのしみ会」を開催
文音会（あやねかい）	目の不自由な方を対象とした本・雑誌等の 対面朗読、録音図書製作
製本ボランティア栞（しおり）	破損本を修理、製本
半田ストーリーテリングの会 「おだんごぱん」	ストーリーテリング（絵本等を使わずにお話 を実演） 「おはなし会」、「大人のためのおはなし会」 を開催
乳幼児向け読み聞かせグループ 「あんころもち」	未就園児と保護者を対象としたわらべ歌・ 手あそび歌をまじえた絵本の読み聞かせ 「ちいさいちいさい読み聞かせ会」、「ちい さいちいさいおたのしみ会」を開催
あかちゃんとしょかんボランティア 「あっぷっぷ」	「あかちゃんとしょかん」事業を協働で実 施
乙川小ひまわりの会	絵本、紙芝居等の読み聞かせ
おつひサポーター	亀崎図書館にて「読み聞かせ会」、「おたの しみ会」を開催

(5) 利用の動向等

①蔵書の状況

資料種別蔵書数の推移

蔵書冊数は、この数年は横ばいであり、令和6年度末で464,058点となっています。収容能力に限りがあるため、本館・分館とも、新規購入等による蔵書受入に応じて、古くなったものや傷みが見られる資料を除籍し、蔵書数をコントロールしている状況にあります。

除籍資料のうち、傷みの少ない資料は、市内小中学校を始めとする公共施設や児童関連施設のほか、来館する市民に対して無償でリサイクル提供をしています。

■年度別蔵書数

単位：点

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館	一般書	298,524	300,897	300,558	292,753	289,758
	児童書	78,356	80,671	82,549	83,488	83,295
	視聴覚	10,174	10,008	10,249	10,298	10,358
分館	一般書	35,122	33,873	33,318	33,683	34,177
	児童書	27,960	28,031	27,704	27,701	28,169
貸出文庫	一般書	1,869	2,009	2,175	2,315	2,427
	児童書	5,273	5,601	5,970	6,528	6,673
巡回文庫	児童書	6,507	7,207	7,726	8,580	9,201
合計		463,785	468,297	470,249	465,346	464,058

※各年度3月31日現在

分類別構成比（貸出文庫・巡回文庫除く）

一般書・児童書の構成比を見ると、「一般書」が74.40%で「児童書」が25.60%となっており、一般書については、「文学」が22.62%と最多となっています。

■本館・分館の分類別冊数（令和6年度）

令和6年度		本館		分館		全体	
		冊数 (点)	構成比 (%)	冊数 (点)	構成比 (%)	冊数 (点)	構成比 (%)
一 般 書	0 総記	7,769	2.08	498	0.80	8,267	1.90
	1 哲学	11,166	2.99	972	1.56	12,138	2.79
	2 歴史	23,645	6.34	2,696	4.32	26,341	6.05
	3 社会科学	36,974	9.91	3,205	5.14	40,179	9.23
	4 自然科学	14,940	4.00	2,253	3.61	17,193	3.95
	5 技術	16,814	4.51	4,276	6.86	21,090	4.84
	6 産業	7,804	2.09	1,329	2.13	9,133	2.10
	7 芸術	23,489	6.30	2,896	4.65	26,385	6.06
	8 言語	3,299	0.88	444	0.71	3,743	0.86
	9 文学	83,708	22.44	14,795	23.73	98,503	22.62
	参考資料	10,592	2.84	164	0.26	10,756	2.47
	郷土資料	39,544	10.60	649	1.04	40,193	9.23
	和装本	10,014	2.68	—	—	10,014	2.30
	小計	289,758	77.67	34,177	54.82	323,935	74.40
児 童 書	児童書	80,951	21.70	27,577	44.23	108,528	24.93
	紙芝居	2,344	0.63	592	0.95	2,936	0.67
	小計	83,295	22.33	28,169	45.18	111,464	25.60
合計		373,053	100.00	62,346	100.00	435,399	100.00

※令和7年3月31日現在

②利用の状況

貸出冊数の推移

全国的に本の貸出利用は減少傾向にあります。本市も例外ではありません。

貸出冊数は、図書館サービスの状況を計る指標の一つですが、同規模人口の図書館（人口10～15万人の自治体）内でいうと、この10年間、約100市区のうちベスト20の後半あるいは圏外を行き来する位置にあることが多く、比較的上位の貸出冊数です。

視聴覚資料の貸出は、10年前（平成26年度：44,590点）と比較すると利用が半分程度となっており、音楽を聴くスタイルが動画や音楽配信の普及で、CDやDVDに頼らずコンテンツを楽しむことができるようになったためだと推察されます。

■本館・分館の年度別貸出冊数

単位：点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般書	354,912	399,294	394,052	380,800	372,772
児童書	303,576	371,502	354,231	356,780	345,295
視聴覚資料	17,198	31,014	23,227	22,223	22,354
雑誌	39,539	43,114	42,551	42,608	41,191
合計	715,225	844,924	814,061	802,411	781,612

登録者数の推移

この5年間で登録者は横ばいで、0～15歳の児童については、増加傾向にあります。「子ども読書活動推進計画」に基づき、3か月児健康診査時を活用した「あかちゃんとしょかん」、小学校新1年生を対象とした学校を通じた貸出券登録事業が功を奏しているといえます。一方、高齢化社会を物語るように、61歳以上の高齢者の登録者数は増加傾向です。

また、生産年齢人口にあたる年齢層の図書館利用が減少しており、今後の図書館運営・利用法のあり方を探るうえで、大きな課題となっています。

■年代別による登録者数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～15歳	8,487	8,900	10,171	10,399	10,836
16～22歳	4,757	4,725	4,452	4,328	4,031
23～60歳	24,014	21,834	21,668	21,496	21,100
61歳以上	10,015	7,478	7,266	7,500	7,711
合計	47,273	42,937	43,557	43,723	43,678

※各年度3月31日現在

入館者数等の推移

入館者数等は、この10年では平成27年度の396,906人をピークに年々減少傾向にありました。特にコロナ禍をきっかけに大幅に減少しましたが、現在は、利用環境や行事参加人数の制限を緩和するようになってから少しずつ回復をたどっています。

■入館者数及び行事参加人数

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	本館	開架室	134,578	183,403	185,180	187,757	185,933
		学習スペース	2,736	8,061	8,769	11,882	13,427
	分館		48,037	77,081	73,975	74,791	76,642
行事	本館		2,132	3,434	5,565	6,061	9,082
	分館		733	1,031	1,648	1,639	2,534
合計			188,216	273,010	275,137	282,130	287,618

電子図書館の利用状況

図書館に来館しなくても資料を活用できるよう、令和3年3月から電子図書館のサービスを開始しました。

当初は、市内在住者のみを対象としていましたが、令和5年4月からは在勤・在学者に利用対象を拡大しました。

また、学校タブレット端末を用いて電子書籍の利用ができるように、令和5年6月から、市内の小中学校に通う全児童・生徒向けにIDとパスワードを発行しました。大勢の児童・生徒の利用に対応できるよう、ID配布に合わせて「読み放題資料」を導入し、同時アクセス可能な環境を整えています。

非来館の読書環境を一層整えるため、令和7年6月からは、電子雑誌の閲覧サービスも導入し、新しい読書スタイルを提供しています。

■電子書籍数、貸出冊数、予約冊数、閲覧回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電子書籍数（点）	3,148	4,148	4,208	4,842	5,420
貸出冊数（点）	1,314	9,466	6,933	25,724	38,517
予約冊数（点）	275	1,688	1,192	16,204	13,169
閲覧回数（回）	3,498	27,210	16,868	133,021	154,703

調べもの相談（レファレンスサービス）の状況

図書館では、本や視聴覚資料の所蔵状況の確認を始め、利用者が「知りたい」ことについて、図書館の資料等を使い、回答がどの資料に記載されているのかを調べ提示（レファレンスサービス）します。自館資料で調べきれない場合は、県図書館や国立国会図書館等に照会し、利用者の要望に応えています。

■レファレンスサービス件数

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館	15,203	19,397	17,014	16,468	14,653
分館	1,716	1,999	1,904	2,171	2,480
合計	16,919	21,396	18,918	18,639	17,133

4. 第2次半田市子ども読書活動推進計画の取組状況と課題

(1) 計画概要

幼い頃から子どもと本を結びつけることで、豊かな想像力を身に付け、人生を健やかに、かつ、より深く生きていくための力を身に付けられるよう、3つの基本方針に基づき、子どもの読書活動に関する施策を推進する。

(2) 計画期間

令和3年度～令和7年度

(3) 基本方針

基本方針1. 子どもの発達段階に応じた読書支援をします

発達段階に応じて読書に親しめる機会を日常生活の中で継続して持つことができるよう、子どもに関わる各施設が連携・協力し、読書支援に取り組みます。

基本方針2. 子どもの読書環境の整備・充実をはかります

意欲的に読書活動に取り組むことができるよう、子どもの読書環境づくりに努めます。

基本方針3. 読書活動への理解、関心を高めるための啓発をします

常に子どもの手が届くところに本がある環境を整えるのは、周りにいる大人の務めであるため、その意義や役割を、家庭・学校・関連施設等に周知し、十分に理解してもらえよう啓発を行います。



(4) 主な取組と実績

基本方針1. 子どもの発達段階に応じた読書支援をします

保健センターでの3か月児健康診査の機会を利用し、ボランティアと職員が協働で乳児とその保護者に読み聞かせの大切さを伝える赤ちゃん絵本の出会い事業(あかちゃんとしょかん)を始め、市内小学1年生への貸出券作成や巡回文庫等、小中学校・児童センター・放課後児童クラブ等の様々な場所で子どもの発達段階に応じた読書支援活動を行いました。

基本方針2. 子どもの読書環境の整備・充実をはかります

学校と連携し、巡回文庫、電子書籍等の小中学生の読書環境を整えることができました。特に、電子書籍は、令和5年6月から、市内小中学生が学校タブレット端末で電子図書館を利用できるようIDとパスワードを配布し、利用環境を整備しました。

基本方針3. 読書活動への理解、関心を高めるための啓発をします

読書活動推進体制を整備するにあたり、読書活動推進の重要な協力者であるボランティアの養成講座を実施しました。また、ボランティア団体と協働し、子どもの読書活動へつなげる行事を行ってきました。図書館と学校図書館との合同研修会、保護者向けに読み聞かせの大切さを伝える絵本講座を開催し、子どもの読書活動への理解・関心を高めるよう努めました。

(5) 課題

- 小学生に比べ、中高生の利用者が少ない傾向が常態化しています。中高生に向けて図書館だよりを発行することや学校の要望に応じて、読み聞かせやブックトーク、学校の場を借りて保護者に対し家読(うちどく)の推進等を行う体制を整えているものの、これらの利用も少ない状況にあります。取組の方向性や「伝わる」広報手段等を検討する必要があります。
- 児童向け外国語資料について、英語以外の言語の蔵書が微増するにとどまりました。外国語資料の収集を継続しつつ、多文化共生も視野に入れて、読書支援方法を研究・検討していく必要があります。
- ボランティアの高齢化等に伴い、活動者が減少傾向にあります。新たな活動者の確保とスキルアップを目的とした継続的なボランティア養成講座を実施する等、さらなる人材の確保・養成に努めていく必要があります。

5. 調査等の結果

(1) 愛知県内等の図書館との活動状況の比較

本市図書館の活動状況等を客観的に把握するため、県内の自治体、類似人口規模（10～15万人）における東海・北陸・近畿地方自治体、全国における貸出密度上位10%の市町村との比較を実施しました。

本市の図書館活動は、全体として比較対象の中で中位程度に位置付けられ、蔵書冊数・受入冊数・資料費等はほぼ平均的な水準にあります。

一方で、次のような特徴が見られます。

- **物理的空間に著しい制約**

延床面積は県内及び類似人口規模自治体と比較して最下位クラスに位置しています。

- **調べもの相談（レファレンスサービス）等の件数が高水準**

読書相談等の簡易的な問い合わせが件数に含まれていることを踏まえても、県内及び類似人口規模自治体と比較して非常に高水準にあり、県内中央値の約30倍という突出した数値を示しています。

- **利用密度が高い**

人口一人当たりの登録者数はやや低水準ですが、予約数・貸出数は平均的であり、利用密度の高さがうかがえます。

- **児童書の蔵書割合が低い**

他自治体の平均値が約29%であるのに対し、当館は約27%とやや低い状況にあります。

■活動状況数値と順位

	半田市	愛知県内 (37 自治体)		類似人口規模 (32 自治体)	
		平均	順位	平均	順位
延床面積 (㎡)	2,040	4,748	29 位	4,837	29 位
延床面積 (㎡/人) *	0.02	0.04	32 位	0.04	29 位
蔵書冊数 (冊)	455,048	469,068	14 位	509,529	20 位
蔵書冊数 (冊/人) *	3.86	3.81	17 位	4.27	19 位
児童書 (冊)	126,297	136,694	13 位	148,848	19 位
児童書割合 (%)	27.8	29.2	23 位	29.4	22 位
受入冊数 (冊)	11,489	13,404	16 位	15,797	25 位
受入冊数 (冊/人) *	0.10	0.11	22 位	0.13	26 位
資料費 (千円)	26,963	27,395	14 位	26,455	13 位
資料費 (千円/人) *	0.23	0.23	18 位	0.22	11 位
登録者数 (人)	43,723	78,058	23 位	67,711	23 位
登録者数*	0.37	0.60	29 位	0.56	21 位
貸出数 (冊)	825,529	807,643	15 位	730,823	10 位
貸出数 (冊/人) *	7.01	6.16	11 位	6.08	11 位
予約件数 (件)	73,577	83,088	11 位	101,654	18 位
予約件数 (件/人) *	0.62	0.55	13 位	0.85	16 位
参考受付 (件)	18,639	2,924	1 位	5,431	4 位

*人口一人あたりの数値

(2) 市民調査（アンケート及びワークショップ）

■アンケート調査概要

項目	内容
調査名	図書館利用にかかる市民調査
調査対象	①半田市に在住の15歳以上の方（2,000票：無作為抽出） ②図書館来館者（1,000票）
調査方法	①郵送配布・郵送回収もしくはWeb回答 ②手渡し・現地回収もしくはWeb回収
調査期間	令和7年5月21日（水）～6月13日（金）
有効回収数	1,048件（34.9%） ①623件（31.2%）、②425件（42.5%）

■ワークショップ概要

項目	内容
名称	未来の半田市立図書館を考える
参加人数	市民26人（10代～70代）
実施日	令和7年7月6日（日）午後2時～午後4時
主要な狙い	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館と関係ない外的な要素もヒントとすることで、（大人の現実的な）予想を飛び越える ● 施設改修といった議論に偏ることなく、ソフト的な側面や、ポジティブな議論を引き出す
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ワーク① タイプの異なる画像を2つ組み合わせ、そこからキーワードとなりそうな要素を抽出、言語化 ※館内外にて撮影した画像を活用することで、図書館空間をキーワードで表現 ● ワーク② 得られたキーワードを利活用するほか、画像生成AIを用いてそれらをヒントにし、将来、「私たちの本との付き合い方は変化するのか」「私たちの本の場合はどのようにあればよいだろうか」といった問いのもとでディスカッション ● 話し合いで得られた考えやアイデアを紙に記述し、発表

図書館利用にかかる市民調査へのご協力のお願い

半田市立図書館は、公立図書館として、社会や市民ニーズの多様化に対応し、図書館事業・サービスのさらなる充実と向上を目指します。そのため、今後の図書館のあり方の検討を進め、教育文化施設としてのあるべき姿・方向、市民へのサービス提供の方針を定めた図書館運営基本計画を策定します。
市民の方から広く意見を伺いたいため、半田市立図書館・亀崎図書館の利用歴を問わず調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

2025年5月 半田市教育委員会

期間：2025年6月13日（金）までに

方法：インターネットもしくは紙（郵送）

インターネット回答

二次元コードを読み取り、
フォームへ入力・送信ください。



紙（郵送）回答

同封の調査票に記入のうえ、
返信用封筒でご返送ください。
※切手は不要です。

- この調査は市内にお住まいの15歳以上の方の中から無作為に2,000人を対象に実施するものです。
- 可能な限り、封筒の宛名のご本人がお答えいただけますようお願いいたします。なお、ご本人が記入できない場合は、ご本人と相談のうえ、他の方がご記入していただいても構いません。（ご連絡は不要です。）
- 返答への回答について、特に記載のない場合は、該当する項目を1つ選んで、番号に○印をつけてください。
- 回答はすべて統計的に処理し、プライバシーの保護はもとより、他の目的に利用することは一切ございません。
- 所要時間は15分程度です。

問い合わせ：半田市立図書館 ☎0569-23-7171

半田市立図書館では、
よりよい図書館サービスを行うため、
楽しんで考えることのできる
ワークショップを開催します！

ワークショップ 未来の半田市立 図書館を考える

2025.7.6(日)
14:00-16:00
半田市立図書館 2F第1会議室
定員30名

ファシリテーター
山内 佑輔

学習環境デザイナー/
新横浜文化学園
VIVISTOP NITOBE
責任者



大学職員、公立小学校の図工専科教員を経て、
2020年から新横浜文化学園の共創空間
VIVISTOP NITOBEの立ち上げ、運営を担う。
2021年にキッズデザイン賞最優秀賞内閣総理
大臣賞受賞。

申込方法

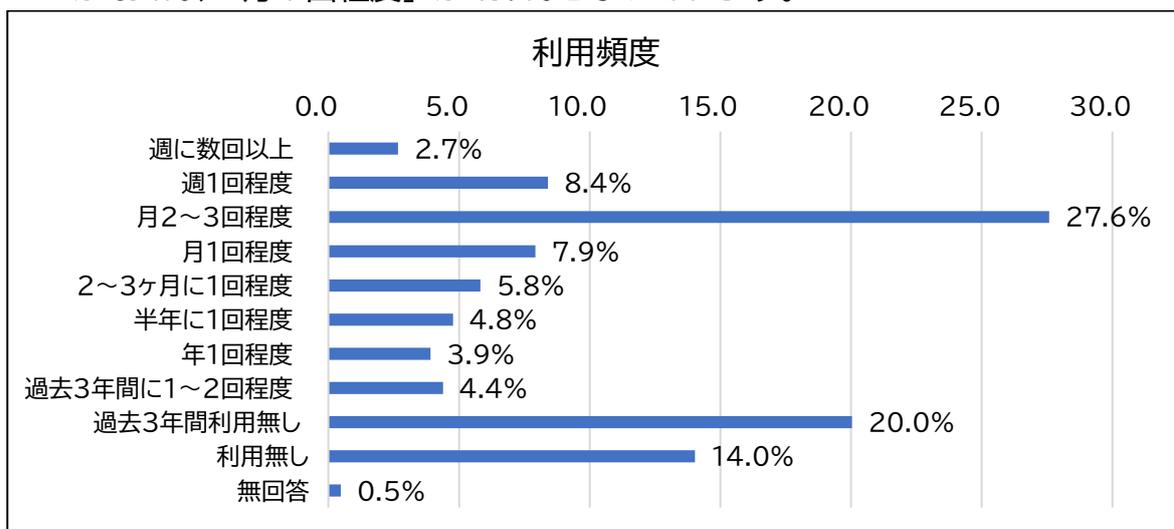
申込フォームからお申し込みください
申込締切：2025.6.13（金）
申込多数の場合は抽選のうえ、結果をご連絡します。

【問い合わせ】
半田市立図書館
TEL: 0569-23-7171

①図書館の利用について

利用頻度

- 図書館の利用状況について、「週に数回以上」から「過去3年間に1～2回程度」までのいずれかを選んだ利用経験者は全体の65.5%（686人）となっています。一方、「以前は利用していたが過去3年間は利用していない」「全く利用したことがない」と回答した図書館非利用者は34.0%（357人）となっています。
- 利用頻度別では、「月2～3回程度」が最も多く27.6%、次いで「週1回程度」が8.4%、「月1回程度」が7.9%となっています。

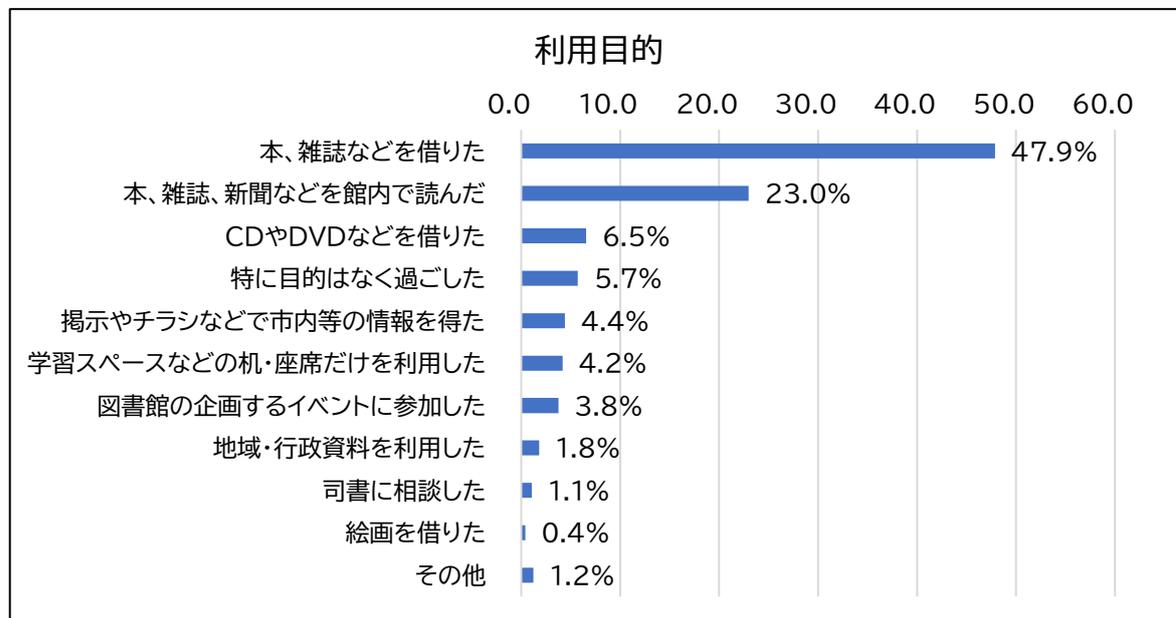


調査結果から見える課題等

- 利用者の中核は「月2～3回程度」の中頻度利用者であり、週1回以上の高頻度利用者は比較的少数派であることから、図書館は地域住民の過半数に利用されている一方で、非利用者層の掘り起こしが必要です。
- 既存の中頻度利用者がさらに来館しやすくなる工夫とともに、非利用者に対して図書館の魅力や利便性を効果的に示していく必要があります。

利用目的

- 利用目的について、「本、雑誌などを借りた」が47.9%と最も多く、次いで、館内での閲覧が23.0%となっており、これが利用者ニーズの中心であることを改めて確認できます。



調査結果から見える課題等

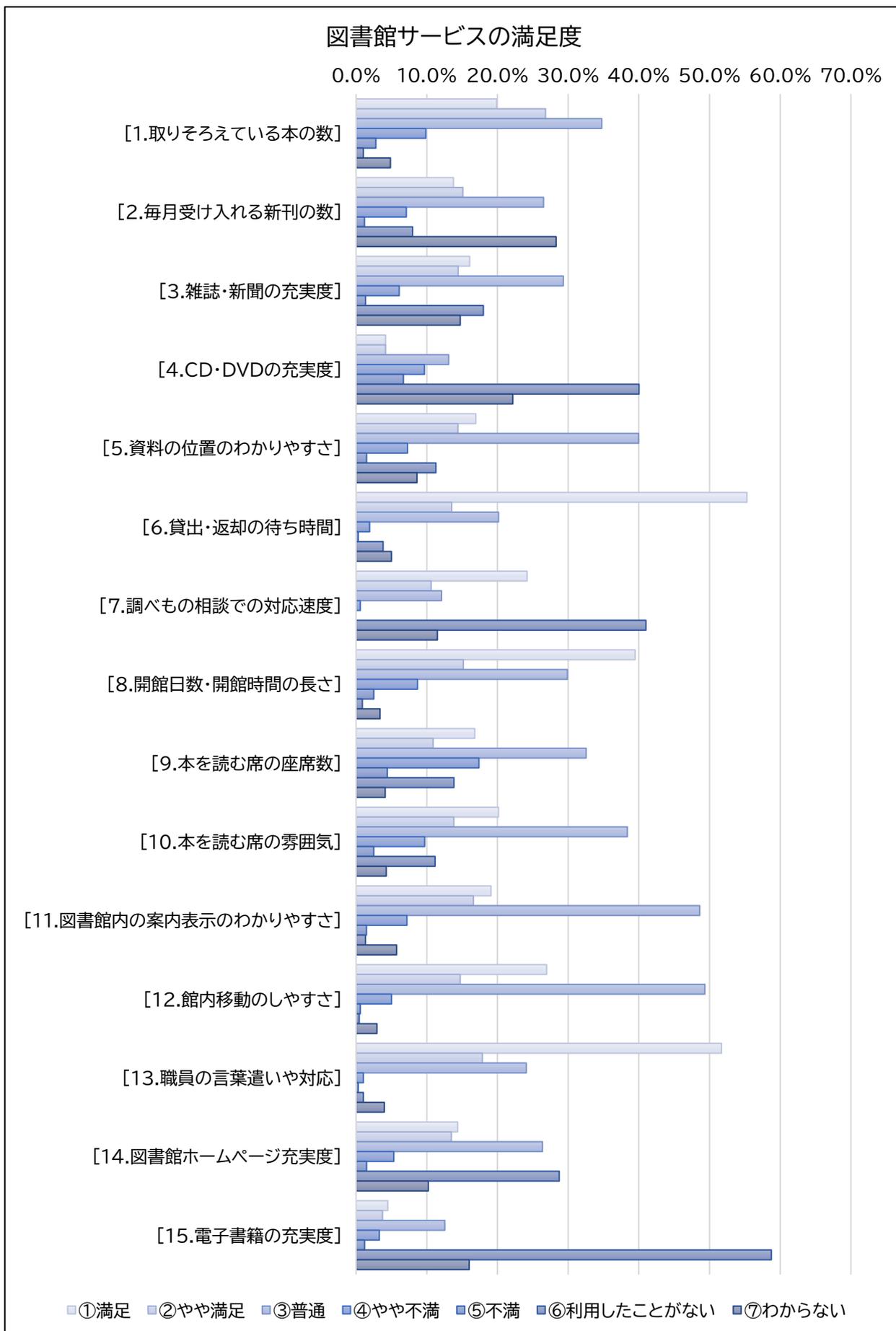
- 調べもの相談（レファレンスサービス）は図書館の専門性を示す重要な機能であるにもかかわらず、利用目的としては1.1%で限定的です。
- 今後はサービスの存在を周知するとともに、利用者の課題解決ニーズに即した相談のしやすい仕組みづくりが必要です。

図書館サービスの満足度

- 職員の言葉遣いや対応については、「満足」「やや満足」と回答した方が合わせて69.6%となっており、高く評価されています。対人サービスの満足度について、貸出・返却の待ち時間や調べもの相談（レファレンスサービス）を利用した方の回答においても同様に高く評価されています。
- 所蔵コンテンツについての満足度は、蔵書冊数 34.8%、新刊冊数 26.5%、雑誌・新聞 29.3%と、それぞれ「普通」とする評価が最多となっています。

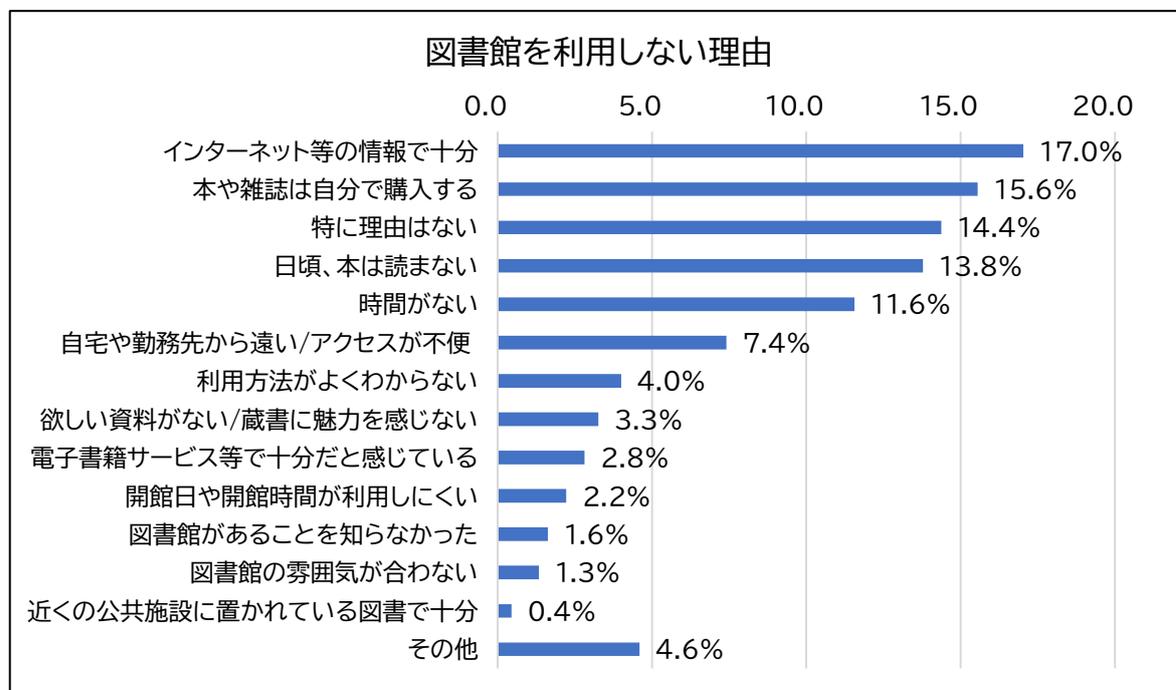
調査結果から見える課題等

- 図書館ホームページや電子書籍については、「利用したことがない」との回答が最も多く、それぞれ 28.7%、58.7%です。
- 若年層や時間の制約があるなど「物理的来館が難しい人」への、周知と利用を促進する必要があります。



図書館を利用しない理由

- 図書館を利用しない理由として、インターネット等の情報で十分と感じている(17.0%)、本や雑誌は自分で購入する(15.6%)が多くを占めています。また、時間がない(11.6%)、アクセスが不便(7.4%)、開館日や開館時間が利用しにくい(2.2%)といった様々なアクセス障壁を合計すると21.2%となっています。

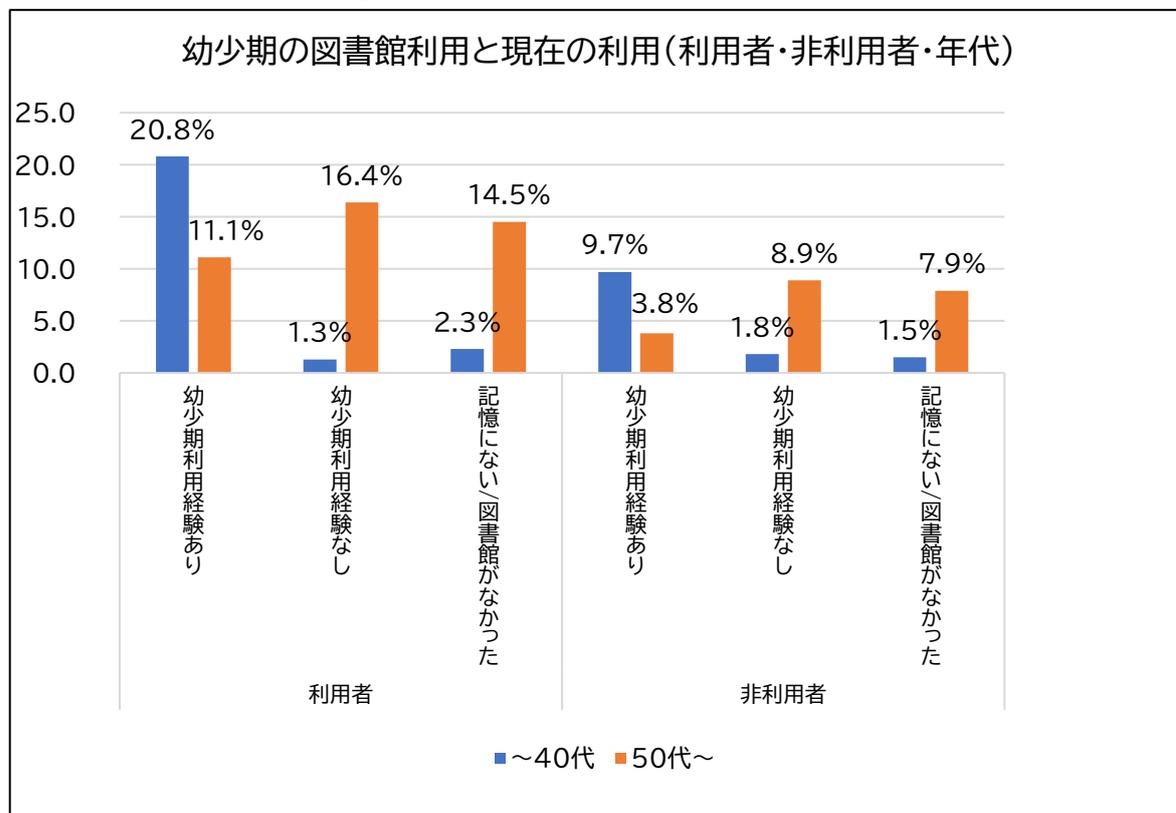


調査結果から見える課題等

- 非利用者は、「図書館の価値を感じにくい層」と「価値を感じても利用できない層」に分類されます。インターネットや購入では代替できない図書館の価値や優位性を打ち出すとともに、「利用機会を広げる環境整備」が必要です。

幼少期保護者同伴の図書館利用経験（利用者・非利用者・年代の回答比較）

- 図書館本館は昭和59年に開館し、令和7年現在で40年経過しています。
- 幼少期に保護者から図書館へ連れて行ってもらった経験の有無と、現在の図書館利用状況、年齢層との関係について、40代以下の利用者において、幼少期に図書館を利用した経験を有する割合が顕著に高くなっています。



調査結果から見える課題等

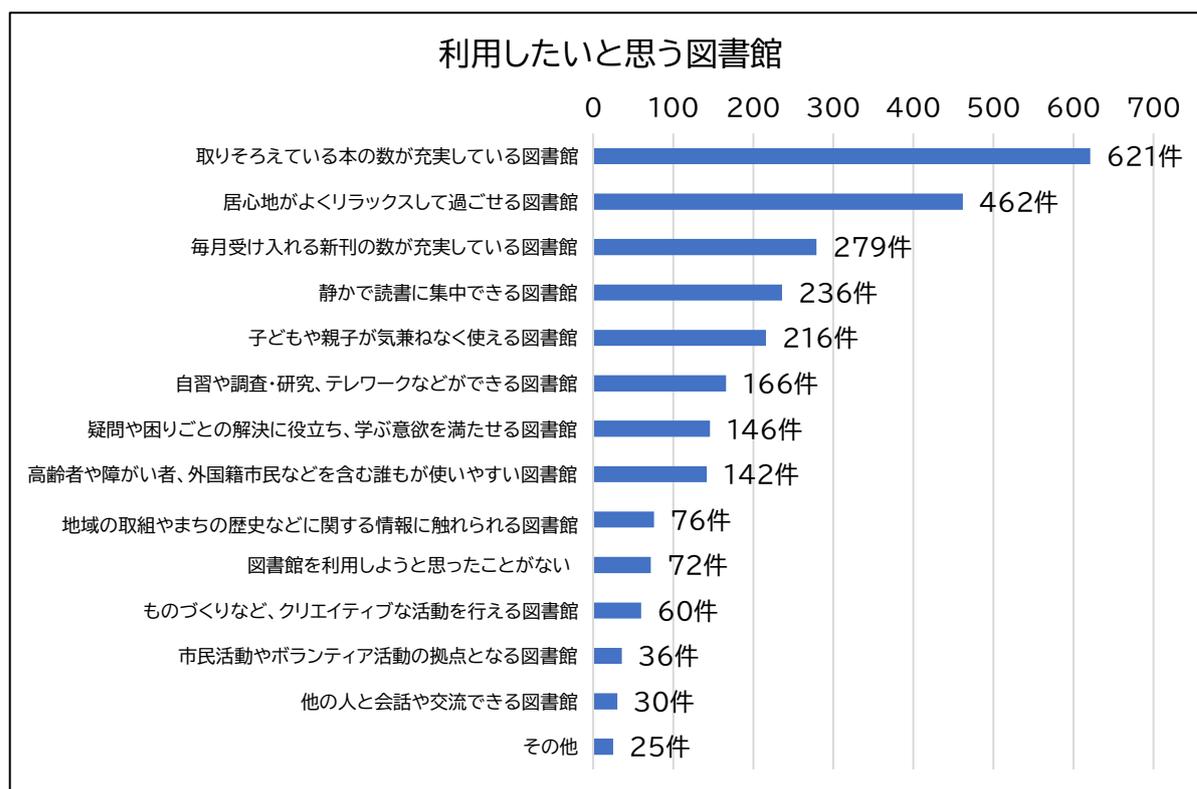
- 子どもの頃の図書館体験がその後の利用行動にも影響を与えており、将来的な図書館利用者の継続的な確保には、幼少期からの家庭を通じた図書館との接点づくりが有効であると考えられます。

②図書館に対する希望

利用したいと思う図書館

【1】各項目への回答分布

- 「利用したいと思う図書館」のイメージについては、「本の充実」(621件)、「居心地のよさ」(462件)、「新刊の充実」(279件)が多く挙げられています。



調査結果から見える課題等

- 図書館は「充実したコレクション」と「居心地のよい滞在環境」を両軸として整備することが求められています。



【2】非子育て世帯と子育て世帯の回答傾向の比較

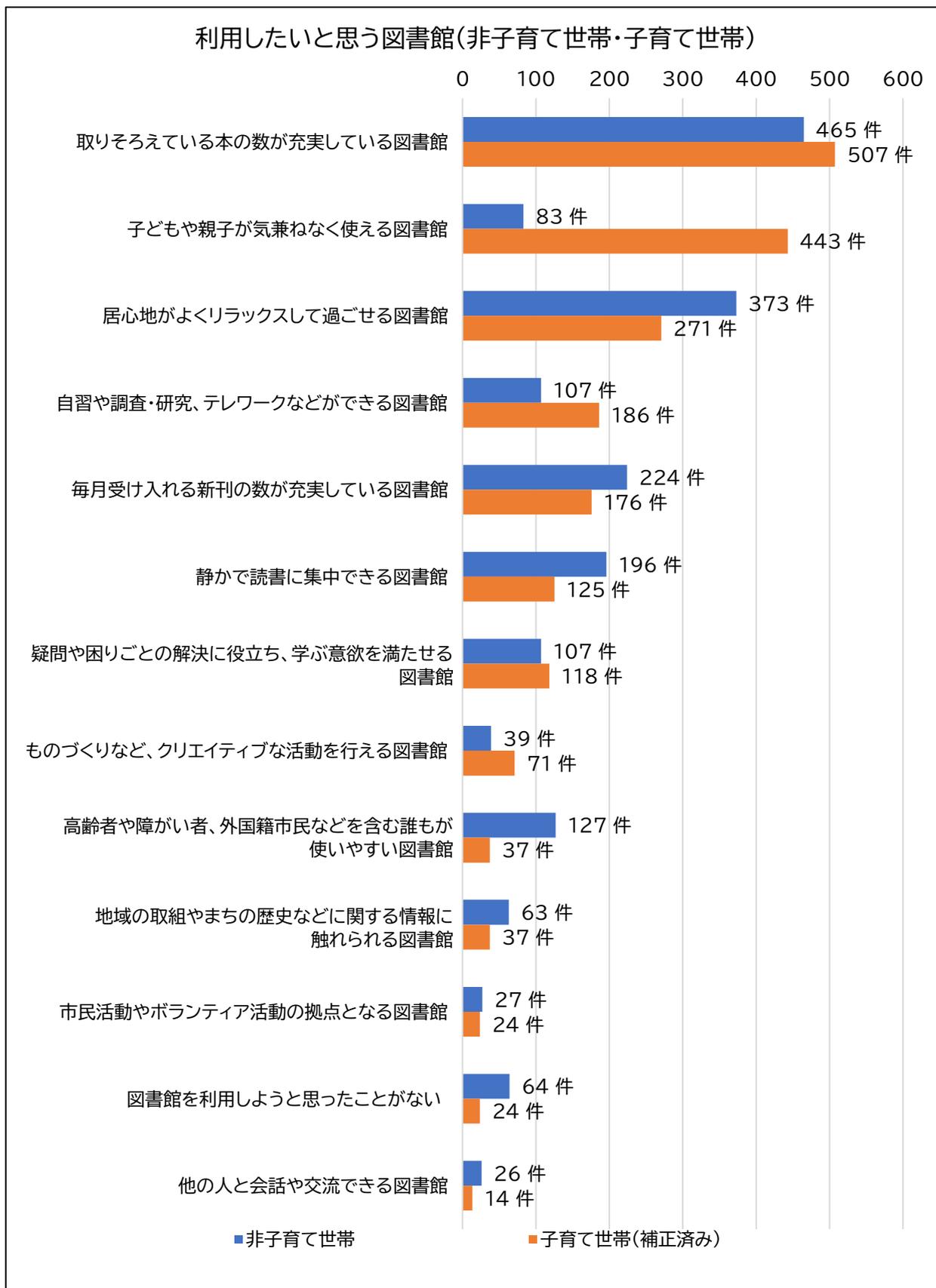
- 「利用したいと思う図書館」のイメージについては、「本の充実」が非子育て世帯・子育て世帯がそれぞれ465件、150件といずれも1位となっていますが、非子育て世帯の場合、「居心地がよい(373件)」、「新刊の充実(224件)」と続く一方、子育て世帯の場合は「親子気兼ねなく使える(131件)」、「居心地がよい(80件)」と続いています。

単位：件

	非子育て世帯	子育て世帯
取りそろえている本の数が増えている図書館	465	150
子どもや親子が気兼ねなく使える図書館	83	131
居心地がよくリラックスして過ごせる図書館	373	80
自習や調査・研究、テレワークなどができる図書館	107	55
毎月受け入れる新刊の数が増えている図書館	224	52
静かで読書に集中できる図書館	196	37
疑問や困りごとの解決に役立ち、学ぶ意欲を満たせる図書館	107	35
ものづくりなど、クリエイティブな活動を行える図書館	39	21
高齢者や障がい者、外国籍市民などを含む誰もが使いやすい図書館	127	11
地域の取組やまちの歴史などに関する情報に触れられる図書館	63	11
市民活動やボランティア活動の拠点となる図書館	27	7
図書館を利用しようと思ったことがない	64	7
他の人と会話や交流できる図書館	26	4

調査結果から見える課題等

- 子育て世帯は非子育て世帯と比較し、「親子気兼ねなく使える」、「自習・テレワーク等可能」「クリエイティブな活動」等のニーズが高いことがうかがえます。
- 非子育て世帯は「居心地」や「新刊」といった読書体験を重視するのに対し、子育て世帯は「親子で気兼ねなく過ごせる空間」や「学習・活動の場」といった機能を求める傾向にあります。



*非子育て世帯の回答数が子育て世帯の約 3.4 倍と多く、両群の回答数を比較できるように、子育て世帯の各回答に対し重みづけを加える補正を行っています。

【3】利用者と非利用者の回答傾向の比較

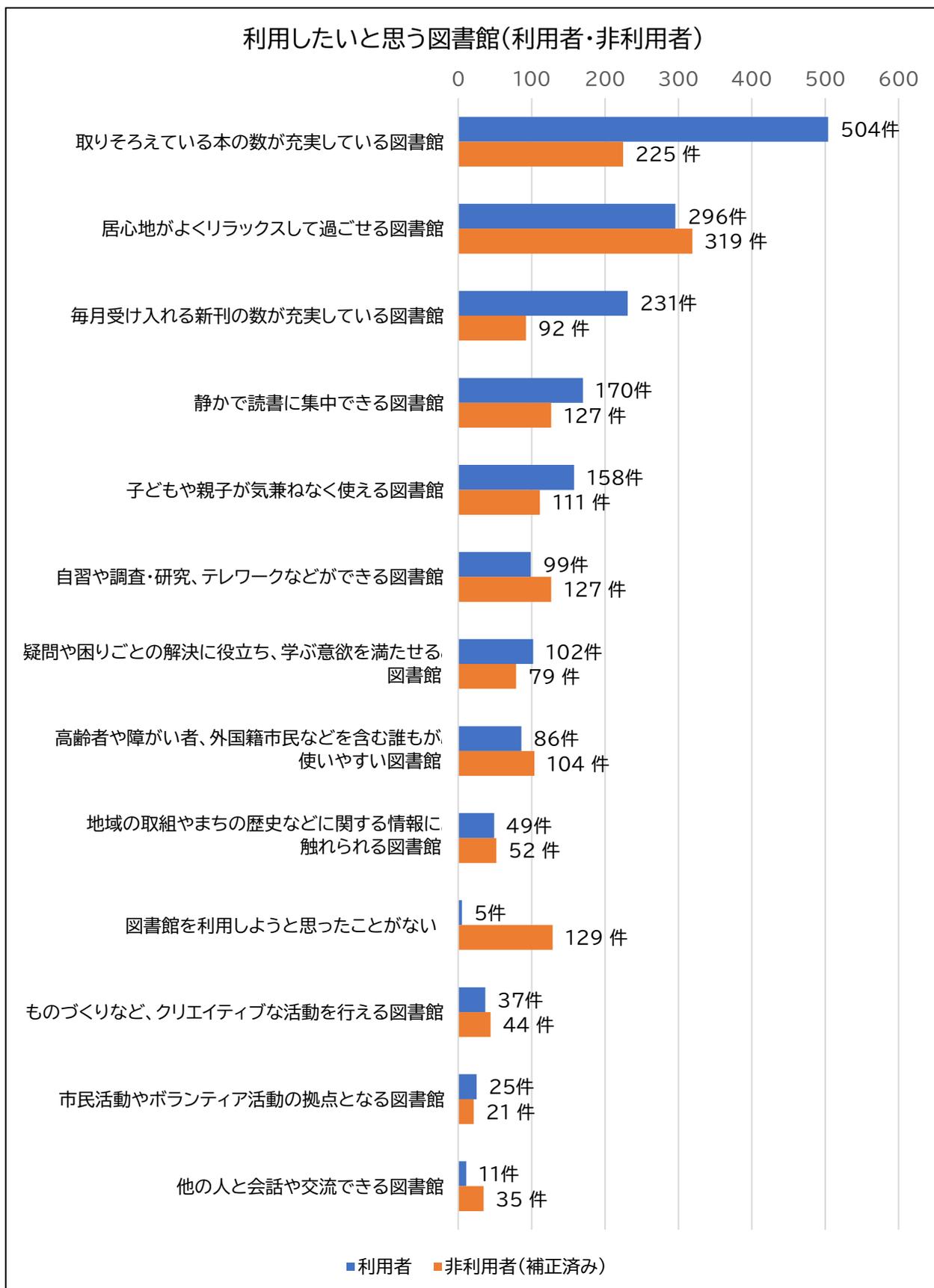
- 「利用したいと思う図書館」のイメージについては、図書館利用者では「本の充実」(504件)が最も多く挙げられたのに対し、非利用者では「居心地のよい空間」(166件)が最多となっています。

単位：件

	利用者	非利用者
取りそろえている本の数が充実している図書館	504	117
居心地がよくリラックスして過ごせる図書館	296	166
毎月受け入れる新刊の数が充実している図書館	231	48
静かで読書に集中できる図書館	170	66
子どもや親子が気兼ねなく使える図書館	158	58
自習や調査・研究、テレワークなどができる図書館	99	66
疑問や困りごとの解決に役立ち、学ぶ意欲を満たせる図書館	102	41
高齢者や障がい者、外国籍市民などを含む誰もが使いやすい図書館	86	54
地域の取組やまちの歴史などに関する情報に触れられる図書館	49	27
図書館を利用しようと思ったことがない	5	67
ものづくりなど、クリエイティブな活動を行える図書館	37	23
市民活動やボランティア活動の拠点となる図書館	25	11
他の人と会話や交流できる図書館	11	18

調査結果から見える課題等

- 実数は多くないものの、非利用者においては、利用者と比較して「他の人との交流の場」や「ものづくり・創作活動の場」、「テレワーク等の環境」といった、従来の図書館の枠を超えた新たな利用のきっかけとなるようなサービスや機能を挙げる傾向がみられます。

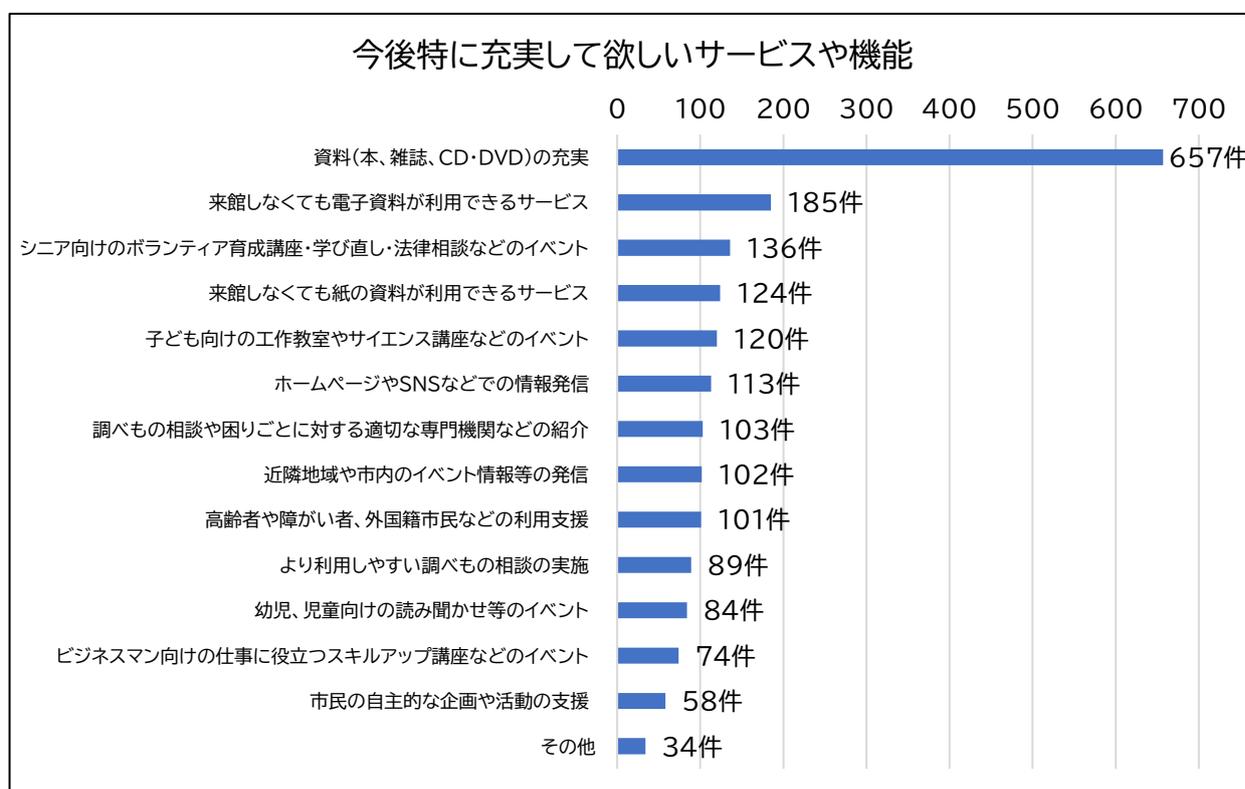


*図書館利用者の回答数が非利用者の約1.9倍と多く、両群の回答数を比較できるように、非利用者の各回答に対し重みづけを加える補正を行っています。

今後特に充実してほしいと考えるサービスや機能

【1】各項目への回答分布

- 充実を求めるサービス・機能は、「資料の充実」が最も多く 657 件にのぼりました。「イベントの拡充」は合計 414 件、「電子資料や紙資料の非来館型での利用」は合計 309 件となっています。





【2】非子育て世帯と子育て世帯の回答傾向の比較

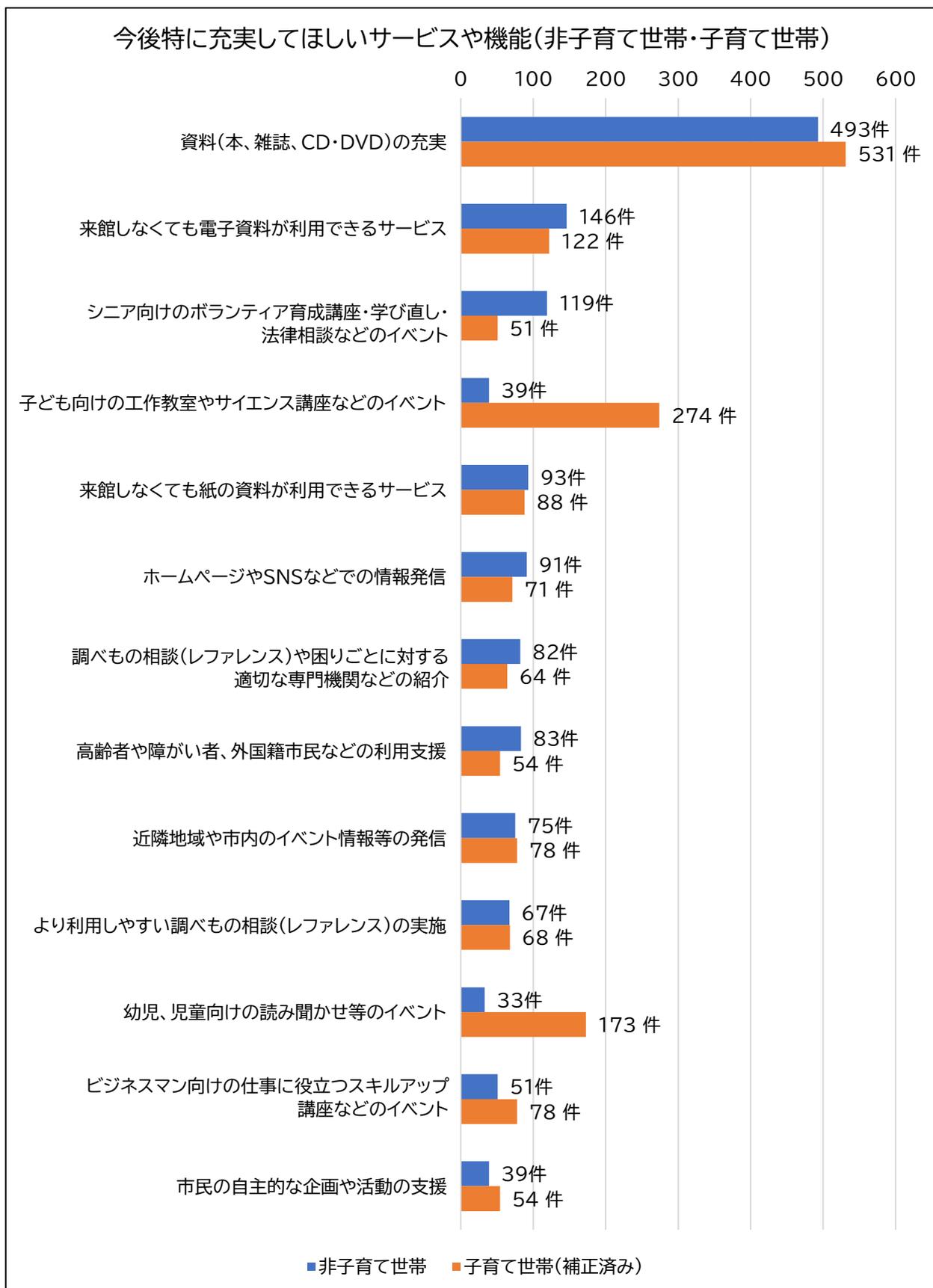
- 今後充実して欲しいサービス・機能に対し、「資料の充実」が非子育て世帯・子育て世帯がそれぞれ 493 件、157 件といずれも 1 位となっています。
- 非子育て世帯の場合、「非来館型電子資料サービス (146 件)」、「シニア向けイベント (119 件)」と続く一方、子育て世帯の場合は「子ども向けイベント (81 件)」、「幼児、児童向け読み聞かせイベント (51 件)」「非来館型電子資料サービス (36 件)」と続いています。

単位：件

	非子育て世帯	子育て世帯
資料(本、雑誌、CD・DVD)の充実	493	157
来館しなくても電子資料が利用できるサービス	146	36
シニア向けのボランティア育成講座・学び直し・法律相談などのイベント	119	15
子ども向けの工作教室やサイエンス講座などのイベント	39	81
来館しなくても紙の資料が利用できるサービス	93	26
ホームページやSNSなどでの情報発信	91	21
調べもの相談(レファレンス)や困りごとに対する適切な専門機関などの紹介	82	19
高齢者や障がい者、外国籍市民などの利用支援	83	16
近隣地域や市内のイベント情報等の発信	75	23
より利用しやすい調べもの相談(レファレンス)の実施	67	20
幼児、児童向けの読み聞かせ等のイベント	33	51
ビジネスマン向けの仕事に役立つスキルアップ講座などのイベント	51	23
市民の自主的な企画や活動の支援	39	16

調査結果から見える課題等

- 子育て世帯は「子ども向けイベント」、「読み聞かせ」、「ビジネスマン向けイベント」等のニーズが高い傾向にあります。
- 非来館型サービス(電子、紙両方)、情報発信、調べ物に関するサービスに対するニーズは、両群ともに同程度あります。



*非子育て世帯の回答数が子育て世帯の約 3.4 倍と多く、両群の回答数を比較できるように、子育て世帯の各回答に対し重みづけを加える補正を行っています。

【3】利用者と非利用者の回答傾向の比較

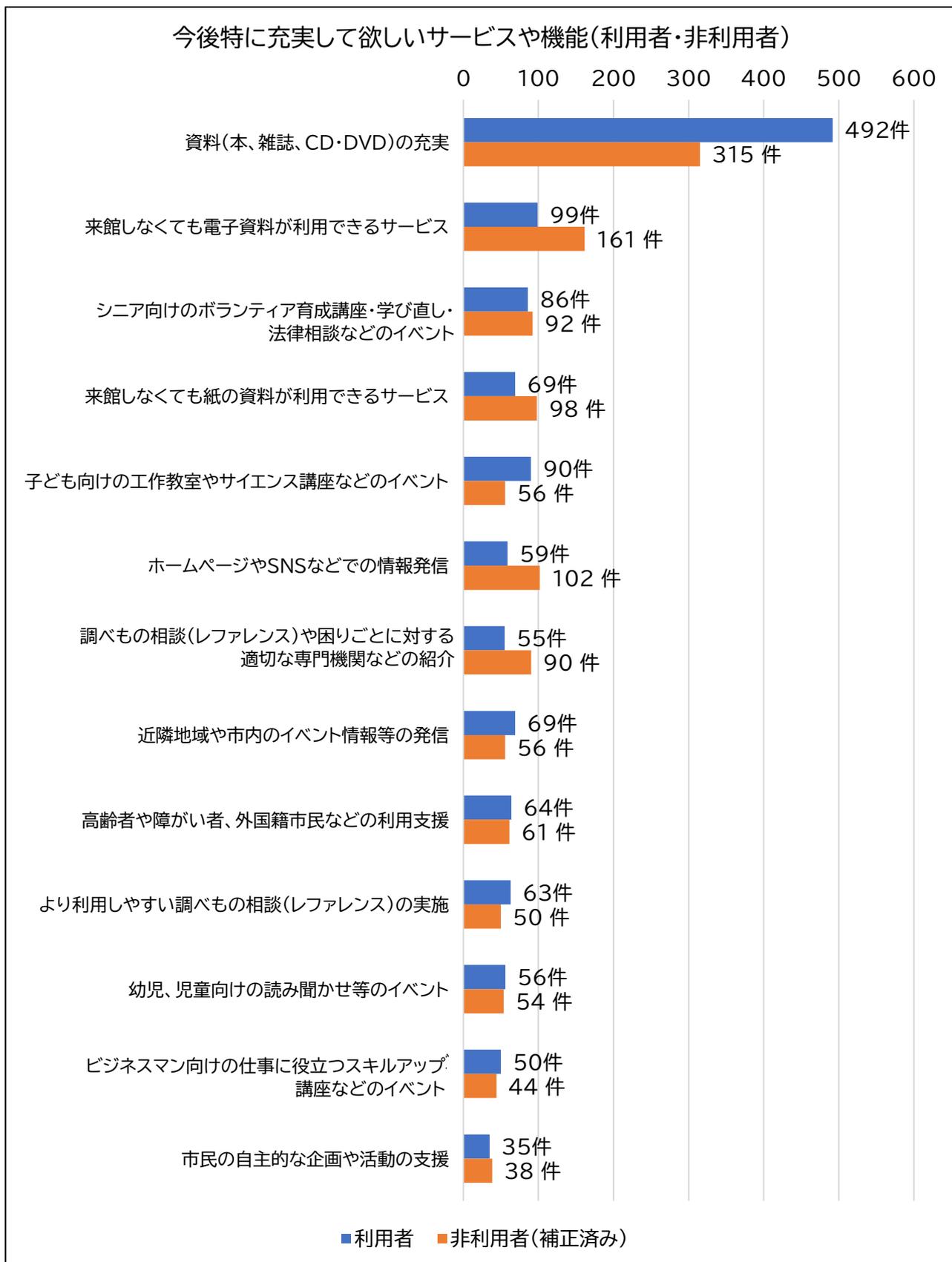
- 今後、図書館で充実して欲しいサービスや機能について、図書館利用者、非利用者いずれも「資料の充実」「非来館型電子図書館サービス」を上位に挙げています。

単位：件

	利用者	非利用者
資料(本、雑誌、CD・DVD)の充実	492	164
来館しなくても電子資料が利用できるサービス	99	84
シニア向けのボランティア育成講座・学び直し・法律相談などのイベント	86	48
来館しなくても紙の資料が利用できるサービス	69	51
子ども向けの工作教室やサイエンス講座などのイベント	90	29
ホームページやSNSなどでの情報発信	59	53
調べもの相談(レファレンス)や困りごとに対する適切な専門機関などの紹介	55	47
近隣地域や市内のイベント情報等の発信	69	29
高齢者や障がい者、外国籍市民などの利用支援	64	32
より利用しやすい調べもの相談(レファレンス)の実施	63	26
幼児、児童向けの読み聞かせ等のイベント	56	28
ビジネスマン向けの仕事に役立つスキルアップ講座などのイベント	50	23
市民の自主的な企画や活動の支援	35	20

調査結果から見える課題等

- 非利用者は、利用者と比較して「非来館型サービスの充実」や「ホームページ等を通じた情報発信」、「適切な専門機関等への紹介」といった項目のニーズが相対的に高く、来館せずに利用できる図書館サービスへの期待がより強い傾向がみられます。



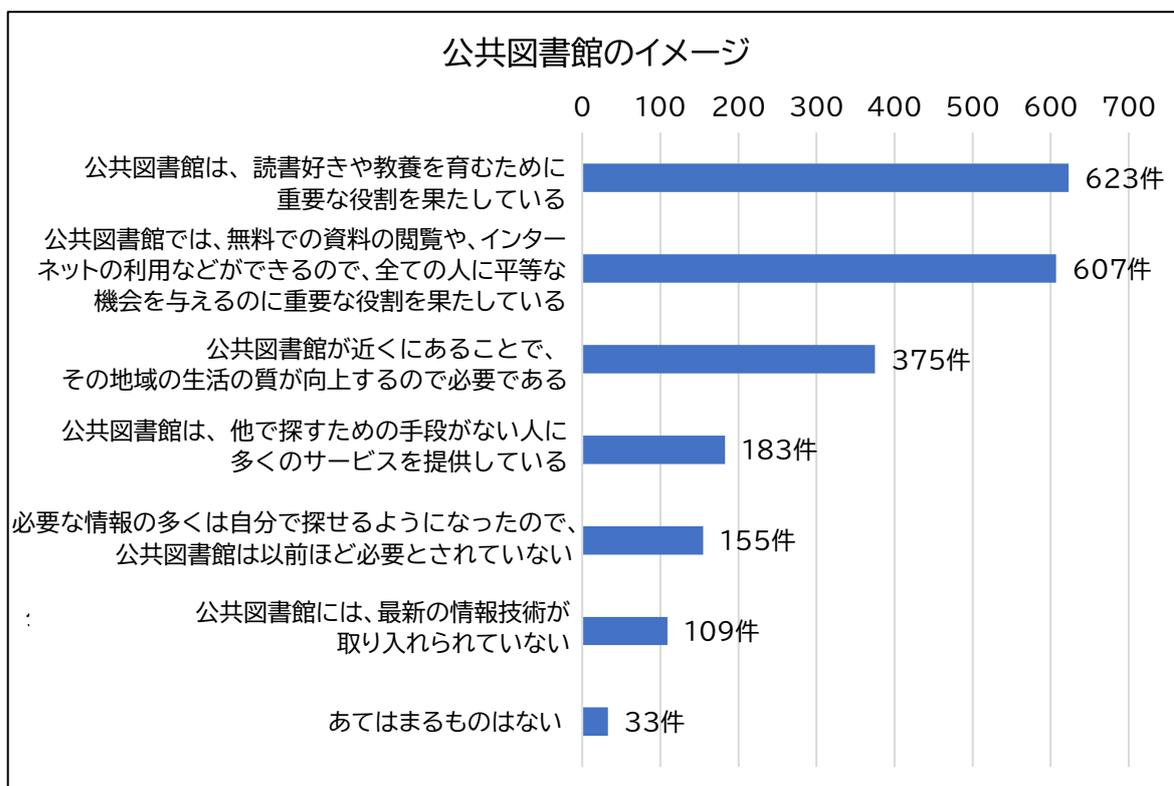
*図書館利用者の回答数が非利用者の約 1.9 倍と多く、両群の回答数を比較できるように、非利用者の各回答に対し重みづけを加える補正を行っています。

③読書や図書館に対する意識

一般的な図書館としてあなたがイメージするもの

【1】各項目への回答分布

- 公共図書館のイメージとして、「読書好きや教養を育む役割（623件）」、「平等な機会の提供（607件）」、「生活の質の向上（375件）」等の意見が多くみられます。



調査結果から見える課題等

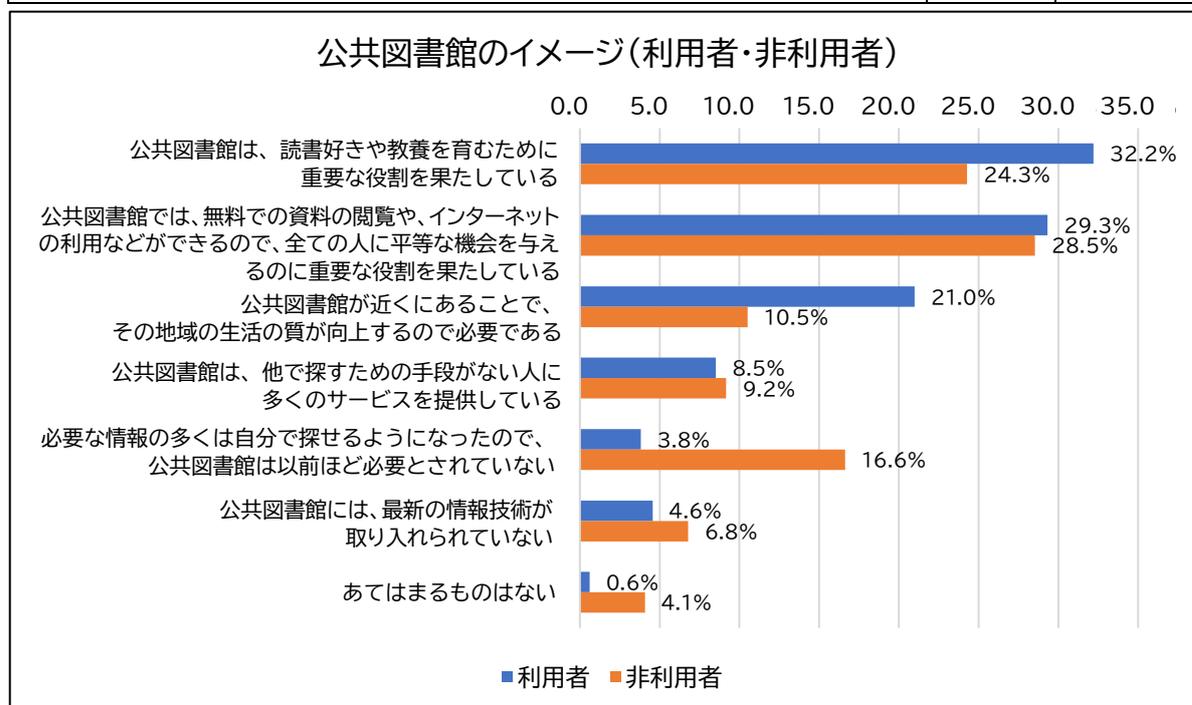
- 多くの市民が図書館に肯定的なイメージを抱いています。

【2】利用者・非利用者の回答傾向の比較

- 公共図書館に対するイメージについては、利用者・非利用者を問わず、「教育的役割」や「情報アクセスの機会均等」といった点において、おおむね肯定的な評価が示されています。
- 一方で、一部の評価には差異がみられ、利用者においては「生活の質の向上」への回答が顕著であったのに対し、非利用者の中には「以前ほど必要性を感じない」とする意見も多く見られます。

単位：件

	利用者	非利用者
公共図書館は、読書好きや教養を育むために重要な役割を果たしている	480	143
公共図書館では、無料で資料の閲覧や、インターネットの利用などができるので、全ての人に平等な機会を与えるのに重要な役割を果たしている	437	168
公共図書館が近くにあることで、その地域の生活の質が向上するので必要である	313	62
公共図書館は、他で探すための手段がない人に多くのサービスを提供している	127	54
必要な情報の多くは自分で探せるようになったので、公共図書館は以前ほど必要とされていない	57	98
公共図書館には、最新の情報技術が取り入れられていない	68	40
あてはまるものはない	9	24

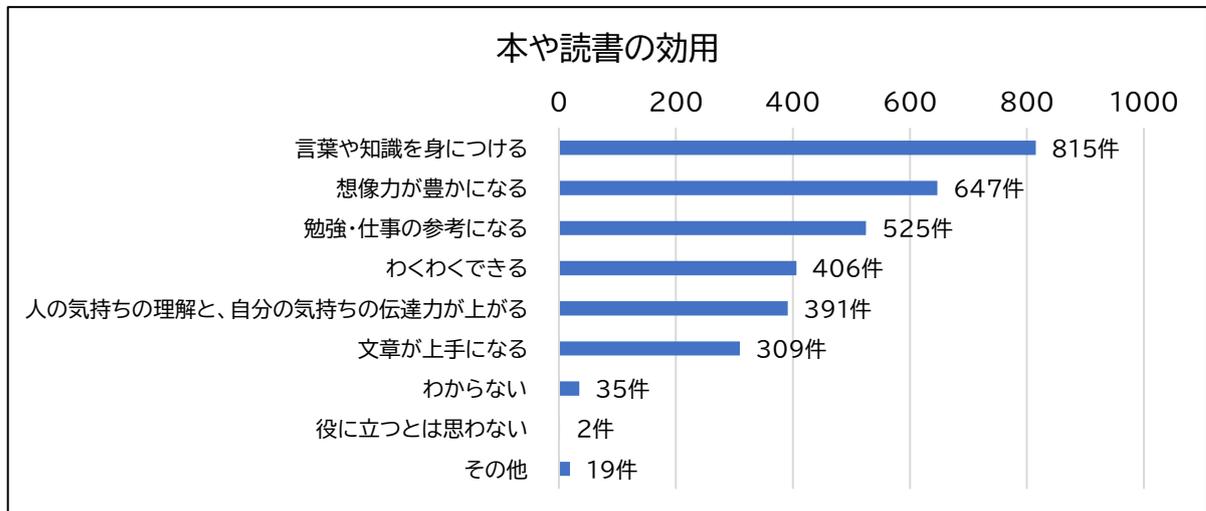


調査結果から見える課題等

- 図書館の利用実感の有無が、評価や必要性の認識に影響を与えている可能性が示唆されます。

本や読書はどんなことに役立つと思うか

- 本や読書の効用として、「言葉や知識を身につける（815件）」、「想像力が豊かになる（647件）」、「勉強・仕事の参考（525件）」等の意見が多くみられ、読書が日常生活や学びに有意義な影響を及ぼしていると広く認識されているといえます。

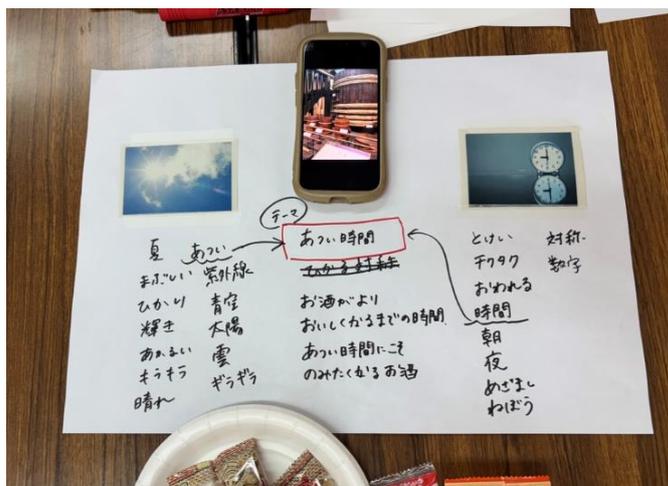


調査結果から見える課題等

- 本や読書の効用をより多様な世代や層が享受できるよう、読書機会の拡充や読書環境の整備を進める必要があります。

④ワークショップから得られた結果

- 全体として、各種情報メディアの活用や、多様性に富む資料やサービスへの期待が数多く示されました。
- 本ワークショップは堅苦しい議論ではなく、多くの参加者が楽しく有意義な体験と評価しています。また、わくわく感を主体とした、多様な視点からのアイデアが提示されました。
- 1000年後も読める本や球体の本など独創的な発想が生まれる一方で、図書館を人と人をつなぐ「居場所」として期待する声や、成果を今後の図書館運営に活かしてほしいという要望も示されました。
- ワークショップを通じ、未来への不安を抱えていた参加者からも「少し明るくなった」との声が寄せられました。参加者同士がつながり、自由な発想を楽しむことができた点も好評で、図書館の可能性を見いだす声や、ワークショップというイベントを体感した結果、図書館に対するポジティブな意識の変化も見られました。
- より具体的な図書館の方向性について、市民自らが話し合いたいとの希望や、図書館に対する多様な考え方を知る機会として有意義であり、こうしたワークショップを継続的に開催すべきとの意見も示されました。



6. 図書館運営の主要課題

社会的背景、国・県の動向、図書館の現状、第2次半田市子ども読書活動推進計画の総括、調査、ワークショップを踏まえ、現状の課題を次のように整理しました。

市民の知識を支える資料整備と学びの機会の提供

- 他自治体と比較して延床面積が非常に狭く、空間的な制約が多いため、資料受入数が不足傾向にあります。資料整備方針を検討していく必要があります。
- 新刊コーナーの位置が分かりづらい、書棚が高く探しにくい等、新たな資料との出会いの機会が適切に提供できていない状態にあります。新刊コーナーやテーマ展示の導線や展示方法等を改善していく必要があります。
- 学びにつながるイベント拡充を求める声が多くあり、多様なニーズに応えられる講座・イベントの拡充を図る必要があります。

読書活動の推進

- 幼少期の図書館利用経験が乏しい場合、その後の図書館利用習慣が形成されにくい傾向が判明しました。引き続き、乳幼児期からの読書習慣形成に取り組む必要があります。
- 中高生の利用者が少ない傾向が常態化しています。取組の方向性や「伝わる」広報手段等を検討する必要があります。

すべての市民への図書館サービス提供

- 来館にあたって、主要な交通手段が自家用車であること、現在の2館体制では、市域全体への図書館サービス提供が十分ではないため、市域全体のサービス提供のあり方を検討していく必要があります。
- 現在の開館時間等が市民の多様なライフスタイルと合致していないことから、様々なライフスタイルに対応しうるサービス展開を検討していく必要があります。
- 子育て世代が、子どもが騒ぐことを懸念して図書館利用を遠慮する等、多様な利用者の共存環境が不十分であるため、環境を整備していく必要があります。
- 外国にルーツを持つ方に対し、外国語資料の整備以外にも、多文化共生の視点で、読書支援方法を調査・研究していく必要があります。

市民と共に創る

- 市民の読書や図書館に対する意識が肯定的であり、図書館との親和性が高いにも関わらず、実際の来館やサービス利用には至っていない層がいることも判明しました。図書館利用の動機形成のため、市民の具体的なニーズを知る必要があります。
- 図書館の将来や方向性について話し合う場を求める希望や前向きな意見が見られました。図書館の機能や役割、現状に関する情報発信を行い理解を促し、共に図書館のあり方を考える機会を設ける必要があります。
- 今後も継続してボランティア団体に、読書支援や図書館運営に関わってもらえるような育成・支援を行う必要があります。

図書館員の資質の維持・向上

- 利用者対応の満足度は高水準であるため、属人的にならないよう維持していくことが必要です。
- 多様化するニーズを把握し、サービスを実施していく図書館員の育成が必要です。

第3章 基本計画

1. 基本理念

公共図書館は、誰もが安心して知識や情報を手に入れることができる地域の「知の拠点」であり、市民の自主的な学びの意欲を引き出し、生涯学習を支援する役割を担っています。

半田市立図書館は、すべての市民に対し、読書の機会、必要な情報や学びの場を提供するという公共図書館の基本的な使命を第一に考え、市民の「読みたい」「知りたい」「学びたい」というニーズに応える活動に努めてきました。

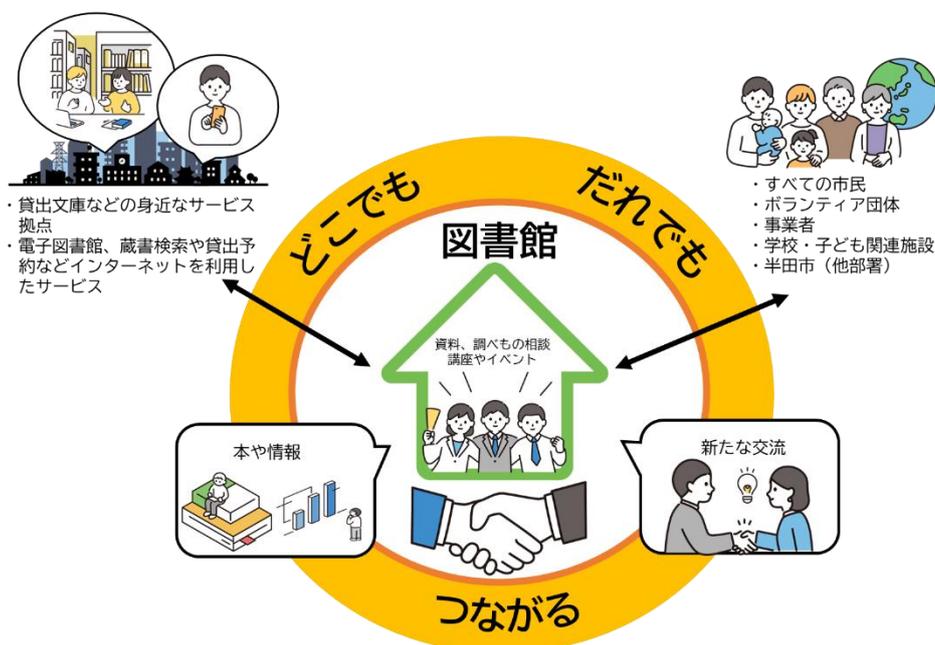
しかし、現状では利用登録者は市民の一部にとどまっており、すべての市民にとって開かれた「知の拠点」としての役割を十分に果たせていない状況です。このため、資料の提供にとどまらない市民ニーズの把握、多様性を尊重した環境整備、非来館型サービスの充実等、どこでも誰でも図書館サービスにアクセスできるよう、さらなる工夫が求められています。また、複雑化・多様化した課題の解決には市民の声と力が不可欠です。

本計画では、これまでの課題を踏まえ、誰もが利用しやすく、また利用したくなる図書館を市民と共に創り上げることを目指します。本と人、人と人がつながることで、新たな学びや発想、交流や活動が生まれ、市民の心豊かな暮らしに貢献でき、よりよいまちづくりにつなげる場としていきます。

そこで、半田市立図書館の基本理念を次のとおり掲げ、市民から「あって良かった」と思われる図書館を実現するために5つの基本方針を定めます。

基本理念

どこでも だれでも つながる図書館



2. 基本方針

(1) 地域の情報拠点としての図書館



地域の「知の拠点」として、進化する情報化社会に対応しながら、市民が求める資料や情報を収集・提供します。また、「市民の知りたい・困った」に応える調べもの相談（レファレンスサービス）を推進し、暮らしや課題解決に役立つ様々な知識や情報につなげる図書館を目指します。

(2) 本と人をつなぐ図書館



本と人をつなげる取組を実施し、市民の読書活動を推進します。とりわけ、これからの社会を担っていく子どもたちが、生涯にわたる読書習慣の基礎を身につけられるよう、年齢・発達に応じた読書活動を支援します。

(3) 誰もが利用しやすい図書館



年齢や障がいの有無、国籍に関係なく、すべての市民が必要な知識や情報につながるができるよう、図書館の利用を支援します。また、誰もが気軽に立ち寄れる市民の居場所としての環境整備を進めるとともに、市域全体で市民が図書館サービスとつながり、身近に利用できる体制づくりを目指します。

(4) 人がつながり共に創る図書館



市民の声と力を図書館運営に活かし、多様なニーズを掘り起こして、よりよい図書館サービスの提供につなげます。市民やボランティア等と共に活動することで、新たなつながりや交流が生まれる図書館を目指します。

(5) 学び成長し続ける図書館



市民の多様なニーズに応え、信頼される図書館サービスを提供するために、図書館員が常に新しい知識や情報、地域の動向とつながりながら、専門的な知識と技能の向上を図ります。また、長期的な視点から持続可能な運営体制の確立を目指します。

3. 計画の体系

基本理念

ど
い
づ
れ
で
も
だ
れ
で
も
つ
な
が
る
図
書
館

基本方針

1

地域の情報拠点としての図書館

2

本と人をつなぐ図書館

3

誰もが利用しやすい図書館

4

人がつながり共に創る図書館

5

学び成長し続ける図書館

基本施策

- 市民の知識を支える資料の収集と提供
- 地域資料の収集・保存と提供
- 行政組織との連携
- 調べもの相談の充実
- 講座開催等による学びの機会の提供

- ニーズに基づく読書活動の推進
- 子どもが本に親しむ機会の提供
- 親子の読書活動支援
- 学校との連携強化
- 子ども関連施設への読書支援の推進

- 身近な図書館サービスの提供
- 障がいのある方や外国にルーツのある方、高齢者等への利用支援
- 市民が気軽に立ち寄れる環境の整備
- 図書館におけるDX化の推進
- 図書館サービスの利用促進

- 図書館サービスの理解促進
- 図書館運営を支える市民との連携
- ボランティアの育成・支援
- 市民の声を反映する図書館運営

- 図書館員の専門性の向上
- 図書館員のファシリテーター能力の育成
- 図書館サービス向上のための効率的な運営方法の検討

4. 基本施策と具体的な取組

(1) 地域の情報拠点としての図書館



①市民の知識を支える資料の収集と提供

- 多様化する市民ニーズ、社会動向等に応じた様々な分野の資料を幅広く収集し、地域の情報拠点としての蔵書の充実を図ります。
- 計画的な新刊の購入、デジタル資料の活用、定期的な資料の除籍等により、限られた収蔵スペースを効率的に利用しつつ、市民の知識を支える新鮮な資料の整備を図ります。
- 案内表示やレイアウト、配架方法等を工夫し、資料を見つけやすい環境を整備します。



②地域資料の収集・保存と提供

- 地域の団体等と協力し、地域資料や本市の出身またはゆかりのある作家に関する資料の積極的な収集・保存に努め、地域の魅力を発見・発信できる地域資料コーナーを充実させます。
- 貴重な地域資料について電子化による保存と公開を継続し、資料の保存性を高め、地域の研究を支援します。



③行政組織との連携

- 市の各部署と連携して行政資料を収集・整理し、市民の暮らしに役立てます。
- 各部署の事業やキャンペーン等と連携したテーマ展示や講座・ワークショップの企画・イベントの開催等により、地域の課題解決や啓発につながる情報を提供します。
- 市の各部署の施策推進を支援するため、資料や情報を提供します。



④調べものの相談の充実

- 読書相談を始め、日常生活や仕事上の関心・疑問について必要な資料等を紹介・提供する調べものの相談（レファレンスサービス）の周知、充実を図ります。相談窓口の案内表記を分かりやすくする等、市民が気軽に図書館員に声がけでき、相談しやすい環境を整備します。
- 所蔵する地域資料等を用いた、調べ方ガイド（パスファインダー）等の作成を検討し、地域にとって有意義な情報の充実に努めます。



⑤講座開催等による学びの機会の提供

- 市民の多様な興味・関心に応じた講座・ワークショップの企画やイベントの充実を図り、自主的な学びの機会を提供します。



(2) 本と人をつなぐ図書館



①ニーズに基づく読書活動の推進

- 市民のニーズを掘り起こし、講座・ワークショップやイベントの企画、特集コーナーの展示等により、本と人をつなげる取組を充実し、読書活動を推進します。
- 子どもたちが生涯にわたる読書習慣の基礎を身につけられるよう、子どもやその周辺の大人のニーズに基づき、年齢や発達段階に応じた切れ目のない読書支援を行います。

②子どもが本に親しむ機会の提供

- 絵本や児童書、中高生向けの本等、子どもが読書を楽しみ、知的好奇心を満たすことができる幅広い蔵書の充実に努めます。案内表示やレイアウト、配架方法の工夫を行い、子どもの視点から見た利用しやすい書架づくりに努めます。
- 様々な配慮を必要とする子どもたちが、読書を楽しめる環境づくりに取り組みます。日本語以外の言語で書かれた絵本や児童書、分かりやすい文章で書かれ、図や写真等が多く使用された本（ＬＬブック）等を収集・提供するとともに、電子書籍の文字の拡大や色の変更、音声読み上げ等（アクセシビリティ）の機能の周知と利活用を図ります。
- 図書館ボランティア等と協力して、年齢に応じた読み聞かせ会やイベントを開催し、子どもたちが絵本や本に親しむ機会を提供します。



③親子の読書活動支援

- 「赤ちゃん絵本の出会い事業（あかちゃんとしょかん）」や保護者向け講座・ワークショップやイベント等を開催することで、子どもたちが幼少期から本や図書館に親しむきっかけを提供し、読み聞かせの大切さを伝えます。また、ブックスタート等さらなる親子の読書活動支援の展開を検討します。
- 「家読（うちどく）」（家族で同じ本を読む等、家庭で読書の楽しさを共有する読書活動）の啓発を行い、保育施設や学校等を通じてブックリストの配布やおすすめ本の情報配信により、保護者も含めた家庭での読書活動を支援します。



④学校との連携強化

- 小中高校と連携し、探究学習の支援等を始めとした読書支援サービスを実施し、子どもたちの読書環境を整えます。
- 意見交換会や合同研修会等を実施することで、学校図書館担当教諭、学校図書館司書、図書ボランティア等との連携を深め、読書支援サービスの利活用を促進します。
- 子ども向けの電子書籍の充実と利活用の促進を図ります。
- 小中高校と連携協力し効果的な広報や、図書委員と連携した企画の立ち上げ等、子どもと本、子どもと図書館をつなぐ取組を検討します。



⑤子ども関連施設への読書支援の推進

- 保育施設や児童センター等の子ども関連施設と連携協力し、子どもたちの読書環境を整えます。
- 読書支援サービスの周知を図り、子どもと関連する様々な施設での利活用を促進します。

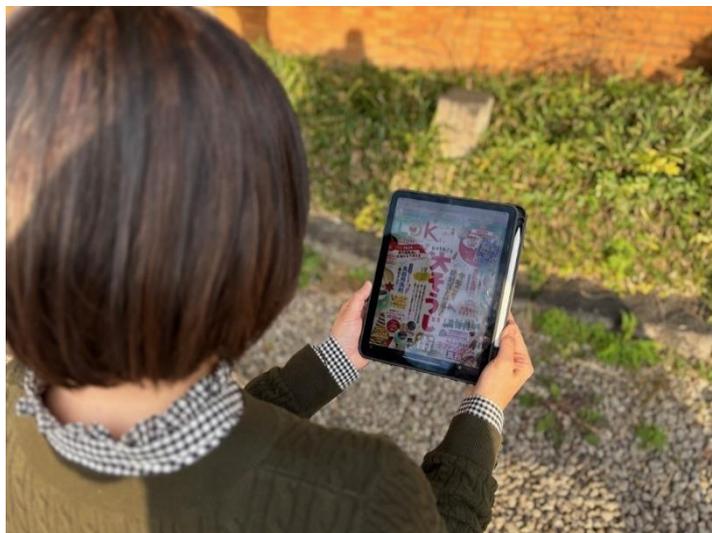


(3) 誰もが利用しやすい図書館



①身近な図書館サービスの提供

- 貸出文庫、移動図書館、地域開放型の学校図書館等、市域全体に身近なサービス拠点が設置できるよう検討をすすめます。
- 電子図書館の周知と利用促進を図り、時間や距離が理由で図書館の利用が難しい市民にも読書の機会を提供します。



②障がいのある方や外国にルーツのある方、高齢者等への利用支援

- 誰もが読書を楽しめるよう、日本語以外の言語で書かれた資料や大活字本、音声で利用できる視聴覚資料等、様々なバリアフリー資料の充実に努めます。
- 電子書籍の文字の拡大や色の変更、音声読み上げ等（アクセシビリティ）の機能の周知と利活用案内や入門的な機器操作法に関する講座・ワークショップの実施等を通じて、市民の情報リテラシー向上を支援します。
- 対面朗読や録音図書作成、サピエ図書館（目で文字を読むことが困難な方々に対し、点字、音声データ等で情報提供するネットワーク）からの相互貸借、郵送貸出、高齢者向け施設への配送等、図書館利用にハンディのある方へのサービスを継続して行います。
- 市の各部署や関連機関等と連携し、多様な利用者のニーズの把握に努め、必要とされる支援のあり方を検討します。



③市民が気軽に立ち寄れる環境の整備

- レイアウトや配架方法の工夫により限られたスペースの効率的な活用に努め、居心地のよい空間の整備に取り組みます。
- 環境音の導入等を検討し、子育て世代が気兼ねなく使える親子エリア、静かに読書に集中したい静音エリア等を区分け（ゾーニング）し、多様な利用者がそれぞれ快適に共存できるよう努めます。



④図書館におけるDX化の推進

- 登録手続きのオンライン化等、図書館におけるDX化（デジタルトランスフォーメーション）のあり方を検討し、利便性の向上と事務の効率化を図ります。
- 新聞、法規判例等を始めとした、市民の調べものに役立つオンラインデータベースの導入を検討します。

⑤図書館サービスの利用促進

- 子育て世代や働く世代等、図書館に来館しにくい層も含めたより多くの市民へ届く、図書館活動やサービスの積極的な広報を行います。
- 市民の興味・関心を把握して、図書館に来館したくなるきっかけづくりに取り組みます。



(4) 人がつながり共に創る図書館



① 図書館サービスの理解促進

- 図書館の機能や役割、取組状況等の情報をSNSやイベント・ワークショップ等を通じて発信し、図書館サービスに関する市民の理解と関心を高めます。



② 図書館運営を支える市民との連携

- 図書館ボランティアとの情報共有や課題の話し合いができる場を整えます。
- 図書館ボランティアと連携協力して、イベント等の企画・開催を行います。
- 地域の事業者や市民活動団体等と連携したイベントの企画・開催等に取り組み、様々な年代や属性の市民が参加できる交流の機会をつくります。

③ ボランティアの育成・支援

- 各種ボランティア養成講座等を実施し、図書館ボランティアの育成と持続可能な活動を支援します。
- 市民の知識や技能を活かせるボランティア活動の機会を広げ、図書館を支える自主的な活動を支援します。

④ 市民の声を反映する図書館運営

- 図書館協議会を開催し、市民の声を図書館運営に活かします。年間の事業計画を諮りながら事業を進め、進捗状況について検証を行います。
- アンケート調査やワークショップ等の機会を通じて、継続的な市民ニーズの把握に努め、市民の声をよりよいサービスにつなげる仕組みをつくります。とりわけ、次世代を担う子どもたちの声をくみ取り、尊重します。

(5) 学び成長し続ける図書館



①図書館員の専門性の向上

- 国や県、関係機関が実施する研修会等に参加し、専門的な知識と技能を持った図書館員を育成します。
- 地域が抱える問題を把握し、その解決を支援するために、自ら地域と連携協力し、情報を収集、共有できる図書館員を育成します。
- 先進事例や新しい情報技術を学び、図書館運営に活かす力を身につけた図書館員を育成します。

②図書館員のファシリテーター能力の育成

- 図書館に集まった市民の交流の活性化を支援できるよう、ファシリテーター（調整役）能力を持った図書館員を育成します。
- 関連部署と連携し、産業や観光、まちづくり、福祉や子育て等各種事業の支援や積極的な情報発信に努めます。

③図書館サービス向上のための効率的な運営方法の検討

- 図書館運営にあたっては、公共性・公平性・継続性を確保するとともに、質の高い図書館サービスの効率的かつ効果的な提供体制の構築が求められることから、直営方式、民間委託方式、指定管理者制度等の調査研究を進め、本市の図書館運営に最も適した体制を検討し、持続可能な運営体制の確立を目指します。

運営形態	特徴と検討の視点
直営方式	直営方式は、自治体が直接図書館を運営するものであり、公共図書館としての基本理念や住民サービスの公平性を確保しやすい。 一方で、人員配置や運営コストに柔軟性が乏しく、迅速なサービス改善への対応が課題となる場合がある。
民間委託方式	民間事業者への部分的な業務委託（窓口業務、整理業務等）により、業務効率化や専門性の向上を図ることが可能である。 ただし、委託範囲が拡大する場合には、サービスの質や公共性の確保、個人情報保護への配慮が不可欠である。
指定管理者制度	指定管理者制度は、民間の創意工夫を活かした柔軟な運営を可能とし、利用者サービスの向上やコスト縮減が期待できる。 一方で、図書館本来の公共的使命や住民参加のあり方をどのように担保するかが重要な課題である。

第4章 計画の推進

本計画に掲げる施策を計画的かつ着実に推進し、図書館事業・サービスの一層の充実を図るため、進捗管理及び評価を行う体制を整備します。

進捗管理にあたっては、透明性と公正性を確保するとともに、市民参加による協働の視点を重視し、半田市図書館協議会（以下「協議会」という。）を中心とした体制のもとで実施することにより、市民と共に育つ図書館を目指します。

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、図書館長を中心とした内部推進体制を整えるとともに、協議会において、計画の進捗状況の点検・評価を実施し、市民の代表的立場からの意見を反映する役割を担います。

また、市民・地域団体・ボランティア等との協働を通じて、計画に掲げる取組を実践し、図書館事業・サービスの向上を図ります。

2. 進捗管理

進捗状況については、図書館が年度ごとに施策の実施状況を踏まえ自己評価し、協議会に報告します。協議会において、内容を審議し、協議会委員より意見を聴取するとともに、次年度に向けた改善点の提言を求めます。

3. 情報共有及び公表

進捗状況及び評価結果については、協議会の審議結果と併せて、市ホームページ等で公表し、市民に対する説明責任を果たすとともに、協働による図書館づくりを推進します。



1. 半田市立図書館運営基本計画策定委員会

(1) 半田市立図書館運営基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 半田市立図書館の今後の在り方や運営等に関する方針について、半田市立図書館運営基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、半田市立図書館運営基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定及び推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育・社会教育関係者
- (3) 市民活動・ボランティア団体関係者
- (4) 商工団体関係者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は、11名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 計画策定委員会委員名簿

敬称略

役職	氏名	所属等
委員長	伊藤 真理	愛知淑徳大学教育学部教授
副委員長	大矢 里実	子ども食堂 えがお (半田市図書館協議会委員・社会教育審議会委員)
委員	北中 美郷	半田市立さくら小学校長 (半田市図書館協議会委員)
委員	笠井 香里	半田市立亀崎小学校長 (半田市社会教育審議会委員)
委員	佐藤 幸恵	読み聞かせボランティア きりんの会 (半田市図書館協議会委員)
委員	齊藤 裕美子	乳幼児向け読み聞かせグループ あんころもち (半田市図書館協議会委員)
委員	前田 早苗	あかちゃんとしょかんボランティア あっぷっぷ
委員	松石 陽介	公益社団法人 半田青年会議所専務理事 (株式会社マツイシ楽器店)
委員	伊藤 里香	あかちゃんとしょかんボランティア あっぷっぷ (半田市総合計画市民評価委員会委員)
委員	市野 喜啓	令和6年度半田市 PTA 連絡協議会役員 (令和6年度前半田市図書館協議会委員)
委員	青木 美希	半田市教育委員会教育部生涯学習課長

2. 計画策定経過

日付	内容
令和7年5月21日～ 6月13日	図書館利用にかかる市民調査 対象：半田市に在住の15歳以上の方（2,000票）、 図書館来館者（1,000票） 有効回収率：34.9%
令和7年7月6日	ワークショップ 「未来の半田市立図書館を考える」 参加人数26人（10代～70代）
令和7年7月15日	第1回図書館運営基本計画策定委員会 ・策定概要 ・市民調査についての中間報告
令和7年9月18日	第2回図書館運営基本計画策定委員会 ・計画素案について
令和7年12月5日	第3回図書館運営基本計画策定委員会 ・計画（案）について
令和7年12月26日～ 令和8年2月1日	パブリックコメント手続きの実施
令和8年3月6日	第4回図書館運営基本計画策定委員会 ・パブリックコメント手続き結果 ・計画（最終案）について

3. 関係法令等

(1) 図書館法（抜粋）

（昭和二十五年法律第百十八号）

最終更新：令和五年十二月十三日公布（令和五年法律第八十六号）改正

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・平二九法四一・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を

定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・令元法二六・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・令五法八六・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・令元法二六・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

(2) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）

（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

（中略）

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圈、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する

法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及

び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資

料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。

また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実にも努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実にも努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。（以下略）

半田市立図書館運営基本計画

令和8年3月

発行 半田市教育委員会

編集 半田市教育部 半田市立図書館

〒475-0928 愛知県半田市桐ヶ丘4丁目209番地の1

TEL：0569-23-7171

FAX：0569-23-7174